

平成26年第2回坂町議会定例会

会 議 録

1. 第1日目招集年月日 平成26年3月5日

2. 招 集 の 場 所 坂町議会議場

3. 第1日目開会年月日 平成26年3月5日

~~~~~○~~~~~

4. 出席議員（12名）

|              |                   |
|--------------|-------------------|
| 1番 中 川 ゆかり 君 | 2番 主 枝 幸子 君       |
| 3番 奥 村 富士雄 君 | 4番 柚 木 喬 君        |
| 5番 瀧 野 純 敏 君 | 6番 中 下 伸 君        |
| 7番 出 下 孝 君   | 8番 姫 宮 五 鈴 君      |
| 9番 折 出 直 幸 君 | 10番 大 田 直 樹 君     |
| 11番 中 雅 洋 君  | 12番 川 本 英 輔 君（議長） |

~~~~~○~~~~~

5. 欠席議員

なし

~~~~~○~~~~~

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|              |           |
|--------------|-----------|
| 町 長          | 吉 田 隆 行 君 |
| 副 町 長        | 齋 藤 哲 也 君 |
| 教 育 長        | 枝 廣 泰 知 君 |
| 総 務 部 長      | 新 木 之 博 君 |
| 民 生 部 長      | 奥 至 雅 君   |
| 会 計 管 理 者    | 山 根 道 春 君 |
| 建 設 部 長      | 三 宅 信 治 君 |
| 教 育 次 長      | 車 地 勝 司 君 |
| 民生副部長兼保険健康課長 | 佐々木 真 哉 君 |
| 総 務 課 長      | 中 村 政 愛 君 |
| 企画財政課長       | 車 地 孝 幸 君 |

|        |          |
|--------|----------|
| 民生課長   | 高橋 篤江 君  |
| 税務住民課長 | 中村 輝彦 君  |
| 環境防災課長 | 吉原 修 君   |
| 産業建設課長 | 西谷 伸弘 君  |
| 都市計画課長 | 三好 修平 君  |
| 出納室長   | 縫部 逸都 君  |
| 学校教育課長 | 河本 和彦 君  |
| 生涯学習課長 | 坂井 眞智子 君 |

~~~~~○~~~~~

7. 本議会に職務のため出席した者の職氏名

| | |
|--------|-----------|
| 議会事務局長 | 大 畠 英 司 君 |
| 主 任 | 車 地 広 敏 君 |

~~~~~○~~~~~

8. 議 事 日 程

「諸般の報告」

「議 会」

- (1) 議長報告
- (2) 府中・坂地区水道整備協議会報告
- (3) 後期高齢者広域連合議会報告
- (4) 総務厚生委員会報告
- (5) 産業文教委員会報告
- (6) 議会基本条例推進特別委員会報告
- (7) 議会広報調査特別委員会報告
- (8) 監査委員報告

「行 政」

- (1) 町長報告
- (2) 副町長報告

議 事

|       |        |                                                               |
|-------|--------|---------------------------------------------------------------|
| 日程第1  |        | 「会議録署名議員の指名」                                                  |
| 日程第2  |        | 「会期の決定」                                                       |
| 日程第3  | 報告第1号  | 「専決処分をした事件の報告について<br>(広島県市町総合事務組合規約の変更について)」                  |
| 日程第4  | 報告第2号  | 「専決処分をした事件の報告について<br>( (仮称) さか・なぎさ公園子どもの国整備工事に係る請負契約の変更について)」 |
| 日程第5  | 議案第4号  | 「平成25年度坂町一般会計補正予算<br>(第8号)」                                   |
| 日程第6  | 議案第5号  | 「平成25年度坂町国民健康保険事業<br>特別会計補正予算(第3号)」                           |
| 日程第7  | 議案第6号  | 「平成25年度坂町下水道事業特別会<br>計補正予算(第4号)」                              |
| 日程第8  | 議案第7号  | 「平成25年度坂町介護保険事業特別<br>会計補正予算(第3号)」                             |
| 日程第9  | 議案第8号  | 「平成25年度坂町後期高齢者医療特<br>別会計補正予算(第2号)」                            |
| 日程第10 |        | 「平成26年度町長施政方針」                                                |
| 日程第11 |        | 「平成26年度教育行政方針」                                                |
| 日程第12 |        | 「一般質問」                                                        |
| 日程第13 | 議案第9号  | 「定年前に退職する意思を有する職員<br>の募集等に関する条例の制定につい<br>て」                   |
| 日程第14 | 議案第10号 | 「使用料等の消費税等相当額の加算に<br>伴う関係条例の整備に関する条例の<br>制定について」              |
| 日程第15 | 議案第11号 | 「坂町立町民交流センター条例の制定<br>について」                                    |

|       |        |                                         |
|-------|--------|-----------------------------------------|
| 日程第16 | 議案第12号 | 「特別児童扶養手当認定等事務の事務委託に関する協議について」          |
| 日程第17 | 議案第13号 | 「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」 |
| 日程第18 | 議案第14号 | 「坂町社会教育委員条例の一部改正について」                   |
| 日程第19 | 議案第15号 | 「坂町立図書館条例の一部改正について」                     |
| 日程第20 | 議案第16号 | 「坂町B & G海洋センター条例の全部改正について」              |
| 日程第21 | 議案第17号 | 「坂町防災行政無線の設置及び管理に関する条例の一部改正について」        |
| 日程第22 | 議案第18号 | 「坂町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について」   |
| 日程第23 | 議案第19号 | 「坂町消防表彰条例の一部改正について」                     |
| 日程第24 | 議案第20号 | 「坂町障害程度区分判定等審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正について」  |
| 日程第25 | 議案第21号 | 「坂町営住宅設置及び管理条例の一部改正について」                |
| 日程第26 | 議案第22号 | 「坂町史刊行委員会条例の廃止について」                     |
| 日程第27 | 議案第23号 | 「坂町ホームヘルプサービス事業条例の廃止について」               |
| 日程第28 | 議案第24号 | 「平成26年度坂町一般会計予算」                        |
| 日程第29 | 議案第25号 | 「平成26年度坂町国民健康保険事業特別会計予算」                |

|       |        |                         |
|-------|--------|-------------------------|
| 日程第30 | 議案第26号 | 「平成26年度坂町下水道事業特別会計予算」   |
| 日程第31 | 議案第27号 | 「平成26年度坂町介護保険事業特別会計予算」  |
| 日程第32 | 議案第28号 | 「平成26年度坂町後期高齢者医療特別会計予算」 |

~~~~~〇~~~~~

9. 議 事 の 内 容

(開会 午前10時00分)

○議会事務局長(大島英司君) 一同、御礼。

(一同「おはようございます」)

○議長(川本英輔議員) 皆さん、改めましておはようございます。3月定例会開会に当たり、議員の皆様におかれましては、お元気で御出席を賜り、まことにありがとうございます。

3月定例会は予算議会とも言われております。町民に対して福祉の向上と地域の多様な発展に努めるかを約束するものであります。当然、町民の関心も高まっています。町民に信頼される議会、議会改革を目指し取り組んでいる中、議員の皆さんには確信を持って質の高い議論を進めていただき、町民の皆さんに議会の存在感をしっかりと示していただきたいと思っております。よろしく願いをいたします。

ただいまの出席議員は12名であります。

それでは、会議成立のための定足数に達しておりますので、これより平成26年第2回坂町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

お諮りいたします。

本日の議事事件説明のため、この際、説明員の出席を求めたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 異議なし、と認めます。

よって、直ちに出席を求めます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時02分）

（再開 午前10時04分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 町長から特に発言を求められておりますので、発言を許します。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 皆さん、おはようございます。平成26年第2回坂町議会定例会を開会するに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

皆様方におかれましては、御多忙の中を御出席をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。このたびの定例会では、平成26年度予算を初め、27件の案件につきまして御審議をお願いをいたすものでございます。案件の内容につきましては、後ほど、御説明をさせていただきたいと存じます。何とぞよろしく御審議をくだされまして、御承認を賜りますようお願いを申し上げます。御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（川本英輔議員） 議事に先立ち、諸般の報告を行います。

初めに、議会側の報告を行います。

報告1 議長報告を行います。

初めに、平成25年度自治功労者等表彰式並びに広島県町議会議員研修会について報告いたします。

去る2月20日、広島市KKRホテル広島において開催され、12名の議員が出席いたしました。研修会に先立ち、自治功労者表彰では、町議会議員として14年以上在職として、姫宮議員と私が表彰を受けました。

続いて、第34回議会広報コンクールでは、坂町議会が広報誌、写真、両部門において最優秀賞の成績で表彰されました。

研修会講演では、中央大学名誉教授今村夏音氏による道州制推進基本法案をめぐる動向について、午後からは歴史作家加来耕三氏による歴史に見るリーダーの条件と題しての講演がありました。

道州制については、いきなり道州制に移行するのではなく、これまでの分権改革の成果を踏まえ、都道府県において住民自治を拡充することが先決であるとのことでした。

次に、広島県議長会県外研修視察について報告いたします。

去る2月23日から25日までの日程で、沖縄県内の米軍基地と隣接する町、嘉手納町、北谷町と米軍嘉手納基地、普天間飛行場を研修視察いたしました。

北谷町では、一部の基地返還後の跡地利用とまちづくり事業整備について、嘉手納町では、基地の現状と議会としての対応についてそれぞれ研修を行いました。

両町とも米軍基地と隣接しており、さまざまな諸問題を抱える中で、町民、行政、議会が一体となって、積極的にまちの活性化に取り組んでおり、特に北谷町では一部の基地返還の跡地活用策を含め、公有水面埋立造成事業を単独事業として整備され、交流活動の拠点となる総合的なまちづくりを目指し、海を楽しめる落ちついたくつろぎ空間をテーマに、ホテル、商業、住宅地域などの機能を集積した新しい魅力あるまちづくりが整備され、若者定住、雇用対策、人口増加に大きな役割を果たすものと確信されておられました。

両町とも米軍基地問題とともに、まちの将来性を見据えた積極的な事業整備を行い、町民との協働を前提に、誰もが安心して安全に暮らせるまちづくりをめざし、各種施策を推進しておられました。

今回、普天間、嘉手納両基地を視察いたしましたが、米軍基地問題は沖縄だけの問題ではないことを改めて強く感じました。

以上で報告を終わりますが、資料等は事務局で保管しております。

以上で、報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 報告2 府中・坂地区水道整備協議会報告を行います。

1 1 番中議員。

○1 1 番（中 雅洋議員） それでは、府中・坂地区水道整備協議会について報告いたします。

平成25年度第2回府中・坂地区水道整備協議会が、平成26年2月4日、広島市水道局基町庁舎にて開催されました。

坂町から吉田町長、西谷産業建設課長、私、中の3人が出席いたしました。

初めに、平成26年度広島市水道事業会計予算案の概要が説明され、坂町の負担金

予定額の内訳として、1、消火栓負担金210万7千円、2、水源開発繰入金170万6千円、3、温井ダム建設負担金95万1千円、4、安全対策事業14万7千円、5、下水道徴集業務受託収入1,086万3千円で、合計1,577万4千円でありませす。

次に、広島市水道事業中期経営計画の概要の説明があり、坂町での施設更新及び改良につきまして、配水管改良工事など8件の計画について説明があり、会議が終了いたしました。

なお、詳細につきましては事務局に提出してありますので、参考に供してください。
以上で、報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 報告3 後期高齢者広域連合議会報告、報告4 総務厚生委員会報告を出下委員長より報告を行います。

7番出下議員。

○7番（出下 孝議員） 広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会に出席しましたので、報告します。

去る2月12日13時から広島市の国保会館で、全員協議会に引き続いて、平成26年度第1回広域連合議会定例会が開会されました。

会議の内容は、全員協議会での主な協議事項は、広島県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の改正を求める案件で、一般質問を除く質疑、討論は発言通告書の提出を不要とし、発言をしやすくするよう会議規則の改正を求めます。

協議結果、結論に至らず、次回に継続審議することとなりました。

本会議では、後期高齢者医療に関する保険料率変更に伴う条例の一部改正と、保険料軽減措置が平成26年度も継続することに伴う減収分の財源として、臨時特例基金を活用できるよう条例の執行時期を1年延長する条例の一部改正と、次に、平成25年度一般会計補正予算（第2号）は、特別会計事務費繰出金を850万円減額し、歳入歳出予算総額を10億2,800万円とするものです。

また、特別会計補正予算（第2号）は、総務一般事務委託執行残の4,329万円を減額し、歳入歳出総額を3,913億6千万円とするものの2件が、原案どおり可決されました。

次に、平成26年度後期高齢者医療一般会計予算は、歳入歳出それぞれ10億5,544万円と、特別会計予算の歳入歳出それぞれ3,827億73万円を原案どおり

可決し、定例会を閉会いたしました。

このたびの平成26年度予算編成に当たり、保険料率変更に伴う保険料増加の抑制に力点を置き、平成25年度までの余剰金25億円と、財政安定化基金30億円のうちの19億円を活用や、事務処理事業の効率化など、一人当たり保険料額現行6万7,709円を6万6,811円、898円の減額、率で言いますと1.32%減と、保険料の増加抑制が図られた予算編成となっている点が評価できました。

以上で、報告を終わります。

なお、関連資料につきましては、議会事務局に保管しておりますので、参考に供してください。

続いて、総務厚生委員会報告をいたします。

地域包括支援センター視察研修と、大雨、土砂、地震、津波を想定した災害避難訓練の検証の2件を報告いたします。

まず、地域包括支援センターの視察研修について、近隣市町の中で高齢化率が最も高く、また、これから団塊世代の高齢化が急激に進む2025年問題など、今後、ますます重要性を増す介護、医療について理解を深めるために実施いたしました。

1月24日、視察研修に先立ち、保険健康課の協力のもと、再度、所管事務調査を行い、その後、2月17日に地域包括支援センターを訪れ、事業内容、活動状況、今後の課題などについて説明を受け、質疑応答の後、介護施設現場の視察を行いました。

説明の中で、今後の課題として、坂町独自の地域包括ケアシステムの構築が急務との説明を受け、早期実現に向けてどのような支援活動ができるか、持ち帰り検討する必要を感じました。

次に、避難訓練の検証は、2月21日に環境防災課から、さきに住民協や消防団との間で協議された検証結果の報告を受け、確認をいたしました。

今後の避難訓練の充実すべきさらなる取り組みとして、一つ、自主防災組織の中で活動の中心となる地域防災リーダーの育成を促進する。二つ、要援護者を支援する支援者の訓練を充実するなどを要望いたしました。

以上で、総務厚生委員会の報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 続いて、報告5 産業文教委員会報告を行います。

瀧野議員。

○5番（瀧野純敏議員） 産業文教委員会報告をいたします。

平成26年2月24日、25日の両日に向け、町内4校の授業参観を行いました。どの学校についても授業参観の後、学校長、教頭先生との意見交換を行いました。

坂小学校につきましては、6年生の授業を参観いたしました。授業態度もよく、最上級生としての教育もなされておりました。不登校児童問題、いじめ、食育、給食などの質疑を行い、感じたことは、不登校の児童も予想より少なく、先生、父兄の方々の努力が感じられました。

小屋浦小学校では、5年生の授業で生徒数も少なく、穏やかで伸び伸びした授業態度で、環境もよく、幸せな生徒たちだと感じました。質疑の中で、やはり不登校児童も少なく、目の届く指導方法ができるようであったと感じました。

横浜小学校につきましては、5年生の授業を参観いたしました。インフルエンザのため7名の欠席がありましたが、静粛でおおらかな授業態度でありました。校長以下、教師の方々の礼節を基本とした道德教育の方針が見え聞こえました。

坂中学校につきましては、1年、2年生の授業参観を行いました。一番多感な年代でありながら、皆さんの授業態度はよく、安心をいたしました。いじめによる不登校児童の話も余り聞かず、今後も見守りたいと思います。

最後に、4校とも町の教育方針に従い指導をなされていたこと、不登校生徒も最小限にとどめ、いじめも余り報告されず、良好な生徒指導がなされていたと感じております。これからも定期的に学校視察調査を行うべきと感じました。

以上、報告を終わります。

報告書は事務局に提出してありますので、参考に供してください。終わります。

○議長（川本英輔議員） 報告6 議会基本条例推進特別委員会報告を行います。

出下議員。

○7番（出下 孝議員） 議会基本条例推進特別委員会の報告をいたします。

平成25年度活動計画に基づき、現在、第3回議会報告会の開催準備を進めております。以下、その経過を報告いたします。

去る1月17日、議会報告開催準備日程案に基づき、開催日時と会場、準備項目について協議いたしました。

開催日時と場所については、1日目は坂地区を4月23日町民センターで、2日目は小屋浦地区を4月24日小屋浦ふれあいセンターで、3日目は横浜地区を4月25日横浜三部集会所で、それぞれ19時から1時間30分程度で開催することを決めま

した。

次に、2月7日、報告テーマ選定案に基づき協議をいたしました。町民の関心が高いテーマであること、また、前回までの地域別テーマはやめて、町内全域に関するテーマとする等の視点から選定を行い、報告することといたしました。

次に、各報告テーマの報告内容や構成などの検討と同時進行でパワーポイント編集を2月21日、3月3日に実施し、引き続いて3月20日に3回目を行う予定にしております。議会への関心を高め、理解を深めてもらえるような報告会となるよう、万全な準備を進めてまいります。

以上で、議会基本条例推進特別委員会の報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 報告7 議会広報調査特別委員会報告を行います。

柚木議員。

○4番（柚木 喬議員） 議会広報調査特別委員会から報告を行います。

12月定例会以降の活動でございますが、1月1日発行の議会だより編集のための委員会を8日間開催し、議会だより126号を発行いたしました。

1月16日には、岡山県井原市議会の公聴広報委員会のメンバーが来町され、広報技術の向上を確認し合った充実した会合でございました。

また、2月6日には、京都府久御山町議会広報委員会の皆様が来町され、有意義な意見交換をさせていただきました。

また、今後の活動予定といたしましては、3月定例会終了後、4月1日発行の議会だより編集に向けての委員会を8日間程度開催する予定といたしております。

以上で、議会広報調査特別委員会の報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 報告8 監査委員報告を行います。

中議員。

○11番（中 雅洋議員） 坂町監査委員報告をさせていただきます。

監査は坂町代表監査委員である西本昭孝氏並びに私、中の2人で実施いたしました。

地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、例月出納検査を平成25年12月分を12月19日に、平成26年1月分を1月22日に、平成26年2月分を2月19日にそれぞれ実施いたしました。

検査の結果につきましては、お手元に配付しております資料のとおり、現金の出納は適正であると認めます。

以上で、坂町監査委員の報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 次に、行政からの諸般の報告を行います。

報告1 町長報告。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） それでは諸般の報告をいたします。

まず、「町イチ！村イチ！2014」について御報告をいたします。

去る1月12日、東京国際フォーラムにおいて「町イチ！村イチ！2014」が開催され、私と川本議長が参加をいたしました。

全国町村会の主催による全国の町村の特産品や観光資源等をPRするイベントで、坂町からは坂雅正会が参加され、その応援並びに全国の町村の取り組みについて見てまいりました。

坂雅正会のステージ演奏時には大勢の人が雅楽の音色に魅了されており、首都圏の人たちに坂町の伝統芸能を披露することにより、坂町をアピールすることができました。

また、全国の町村の特産品や御当地グルメを一堂に見ることができ、今後の施策の参考となりました。

次に、広島県町村会町長会議について御報告をいたします。

去る2月12日、広島市のメルパルク広島において町長会議が開催され、私が出席をいたしました。

会議では第1号議案として「平成26年度広島県町村会事業計画」について、第2号議案として「平成26年度広島県町村会収支予算」について審議され、これらの案件についていずれも全会一致で承認をされました。

引き続き、自治功労賞の表彰が行われ、一般職員の部では坂町職員から、広島県町村会表彰勤続25年以上として、税務住民課係長の花野忠浩君、都市計画課主任の森岡千晴さん、総務課用務員の永岡チズ子さんがそれぞれ受賞をされました。

以上で、私からの諸般の報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 報告2 副町長報告。

齋藤副町長。

○副町長（齋藤哲也君） 安芸地区衛生施設管理組合議会定例会について御報告いたします。

平成25年第2回安芸地区衛生施設管理組合議会定例会が平成25年12月24日に開催され、坂町からは吉田町長、川本議長並びに山根会計管理者と私が出席いたしました。

当日は3件の案件が提出されました。

議案第4号「平成24年度安芸地区衛生施設管理組合各会計歳入歳出決算認定」につきましては、いずれも全会一致で認定されました。

まず、平成24年度一般会計の決算額は、歳入総額5億3,970万1,458円、歳出総額5億1,120万3,321円で、歳入歳出差引額は2,849万8,137円となっております。

また、安芸地区広域ごみ焼却場事業特別会計の決算額は、歳入総額11億5,860万4,080円、歳出総額11億694万8,313円で、歳入歳出差引額は5,165万5,767円となっております。

これら各会計の平成24年度決算の確定による繰越金の計上等により、各会計の補正予算案が上程されております。

次に、議案第5号「平成25年度一般会計補正予算（第1号）」は、歳入歳出それぞれ1,281万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を5億4,941万6千円とするものでございます。

また、議案第6号「平成25年度安芸地区広域ごみ焼却場事業特別会計補正予算（第1号）」は、歳入歳出それぞれ830万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を11億7,690万6千円とするものでございます。

この2件の補正予算につきましては、いずれも原案のとおり全会一致で可決され、同日、閉会されました。

続きまして、平成26年第1回安芸地区衛生施設管理組合議会定例会が平成26年2月26日に開催され、坂町からは吉田町長と川本議長並びに山根会計管理者と私が出席いたしました。

当日は4件の案件が提出されました。

議案第1号「管理者の専決処分の指定についての一部改正」につきましては、関係する一部事務組合が統合されたことに伴い、条項中の名称等の改正を行うものでございます。

議案第2号「組合経費の関係市町の負担金の負担方法」につきましては、安芸地区

衛生施設管理組合同規約第12条第3項の規定に基づき、各年度、関係市町の負担金の負担方法を定めるものでございます。

議案第3号「平成26年度安芸地区衛生施設管理組合同一般会計予算」につきましては、歳入歳出それぞれ5億8,144万6千円と定めるもので、対前年度比4,484万5千円、率にして8.4%の増となっております。

議案第4号「平成26年度安芸地区広域ごみ焼却場事業特別会計予算」につきましては、予算総額を歳入歳出それぞれ12億1,229万7千円と定めるもので、対前年度比2,708万9千円、率にして2.3%の増となっております。

これらの案件につきましては、いずれも原案のとおり可決され、同日、閉会されました。

以上で、安芸地区衛生管理組合同議会定例会の報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、議長において、9番折出直幸議員、10番大田直樹議員、11番中 雅洋議員を指名いたします。

日程第2「会期の決定」の件を議題にします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月12日までの8日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

したがって、会期は本日から3月12日までの8日間に決定いたしました。

日程第3 報告第1号「専決処分をした事件の報告について」の件を議題にします。本件について説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 報告第1号「専決処分をした事件の報告について」御説明を申し上げます。

このたび、広島県市町総合事務組合同規約を変更することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分をいたしましたので、議会の皆様に御報告をするものでございます。

報告の内容といたしましては、平成26年4月1日から、竹原市が広島県市町総合

事務組合において、非常勤職員に係る公務災害補償事務等を共同処理することに伴い、組合規約を改正するものでございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 以上で、説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結し、報告を終わります。

日程第4 報告第2号「専決処分をした事件の報告について」の件を議題にします。

本件について説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 報告第2号「専決処分をした事件の報告について」御説明を申し上げます。

このたび、（仮称）さか・なぎさ公園子どもの国整備工事請負契約の変更につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分をいたしましたので、議会の皆様に御報告をいたすものでございます。

報告の内容につきましては、契約金額8,924万3,968円を9,323万9,008円に変更をいたすものでございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 以上で、説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

折出議員。

○9番（折出直幸議員） 正式の部分でからちょっと聞かせてください。その増額になった詳細、そこらをもう一回お願いします。

○議長（川本英輔議員） 三好都市計画課長。

○都市計画課長（三好修平君） お答えいたします。

この増額の主な変更内容でございますけども、安全性確保のためにゴム舗装を施工したこと、また、園内のトイレの水洗化に伴います水道管造形に係る費用でございます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

以上をもって、報告を終わります。

日程第5 議案第4号「平成25年度坂町一般会計補正予算（第8号）」の件を議題にします。

本件について提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第4号「平成25年度坂町一般会計補正予算（第8号）」について御説明を申し上げます。

今回の補正は、各事業の決算見込みに基づく補正を行ったもので、既定の予算総額に1億1,919万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を60億5,956万7千円といたすものでございます。

7ページの繰越明許費補正は、計上いたしております事業につきまして、本年度内の執行が困難なことから翌年度に繰越すもので、債務負担行為補正は、予定をしていた事業を実施しなくなったことによる廃止でございます。

また、8ページの地方債補正は、国の補正予算等事業の執行見込みに基づき、限度額の追加及び変更を行うものでございます。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして御説明を申し上げます。

まず歳入で、13ページの町税、町民税及び固定資産税では、それぞれの収入見込みを試算し、計上をいたしました。

14ページからの地方譲与税及び各交付金につきましては、県の試算に基づき計上をいたし、地方交付税では普通交付税及び特別交付税をそれぞれ計上をいたしました。

16ページの分担金及び負担金、使用料及び手数料につきましては、それぞれ収入見込みにより試算計上をいたしました。

17ページからの国庫支出金及び県支出金につきましては、国の補正予算に伴う都市再生整備計画事業を計上いたし、また、各事業の執行見込みにより試算計上をいたしました。

20ページの財産収入では、町有地を売却したことによる土地売却収入9,612

万1千円を追加計上いたし、繰入金では大規模事業基金繰入金を追加計上いたしました。

21ページの町債では、国の補正予算に伴う追加及び各事業の執行見込みによる減額をそれぞれ計上をいたしました。

次に歳出で、23ページの総務費、財政管理費では、大規模事業基金積立金を追加計上をいたしました。

26ページからの民生費、障害者福祉費では、自立支援事業に係る経費をそれぞれ計上いたし、国民健康保険費では、国民健康保険事業特別会計繰出金3,116万7千円を計上いたしました。

33ページの土木費、道路新設改良費では、都市再生整備計画事業の執行見込みに基づきそれぞれ試算計上をいたし、34ページの公共下水道費では、下水道事業特別会計繰出金1,384万1千円を追加計上いたしました。

36ページの教育費、体育施設費では、国の補正予算に係る都市再生整備計画事業として、(仮称)町民交流センター建設工事を追加計上をいたしました。

37ページの公債費では、町債償還元利及び利子をそれぞれ計上いたしました。

その他のものにつきましては、付記説明のとおり執行残額を減額いたしましたものが主なものでございます。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長(川本英輔議員) これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

出下議員。

○7番(出下 孝議員) まず、7ページの繰越明許費補正の項目についてお尋ねいたします。

この中で民生費、小規模特別養護老人ホームの整備事業1億3,340万円とあるんですが、繰越明許費が、これの充当費用、この進捗というのはどういふようになったんですか。何でこういうように明許費が発生しとるんかと、進捗をまずお尋ねしたい。

○議長(川本英輔議員) 佐々木民生副部長。

○民生副部長兼保険健康課長(佐々木真哉君) まず、繰越の理由でございまして、今年度中に小規模特別養護老人ホームを整備する予定でございましたが、選定等がちょっと長引いたということと、あと選定後の入札が不調に終わったということがござい

まして、工事の着工がまだできておりません。そのために建設に伴う補助金につきまして、来年度に繰越すものでございます。

○議長（川本英輔議員） 出下議員。

○7番（出下 孝議員） 工事の着工がおくれとるということは、開設時期いうのはどのように考えておられるんですか。当初、予定しておった開設時期に対してお願いします。

○議長（川本英輔議員） 佐々木民生副部長。

○民生副部長兼保険健康課長（佐々木真哉君） 現在、事業者からは年度内に契約をするということ聞いておりますので、開設予定時期であります来年、平成27年4月1日からの運営開始というのは大丈夫というふうに確認はしております。

○議長（川本英輔議員） ほかに質疑はありませんか。

奥村議員。

○3番（奥村富士雄議員） 同じく7ページの繰越明許の中で、海岸保全施設の県営事業というのが840万円ほど繰越明許になっておりますけども、現在、離岸堤のC、Dがほぼ完成しとるような状況でありまして、既に今年度の予定は終わつとるんじゃないかと思うんですが、その繰越明許の内容、これをちょっと教えてください。

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） 横浜海岸の県営事業の繰越でございますが、議員御指摘のとおりC、Dがほぼ完成し、引き続いてA、Bのほうへ移ると聞いております。ただ、今年度の2月補正で新たについたものでございまして、未定繰越というふうな手続をとって、引き続き離岸堤の整備を行うと聞いております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） ほかに質疑はありませんか。

出下議員。

○7番（出下 孝議員） 18ページをお願いします。

ここに国庫補助金とありまして、4番の土木費国庫補助金、これが2,725万9千円ほど減額補正になっております。6番目の教育費国庫補助金2,081万円、これは追加補正になつとるわけなんですけど、いずれもこれが都市再生整備計画事業ということになつとりますね。片方の土木費のほうは道路・橋梁費ということで、大体事業内容いうのはわかるんですが、保健体育費、これはそれぞれ両方の事業内容、それと

減額になつとる理由、どういう理由で減額が生じたんかと。事業が縮小したんかとか、予定どおり事業が済んだ後、やはり減額になつとるんか、そこら辺をちょっとお聞きしたい。

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） 都市再生整備計画事業の件でございますが、土木費につきましては、前回、全員協議会で説明させていただきましたとおり、一部、事業が次年度へ繰越という形で、土木費の中では減額をしており、また、その都市再生整備計画事業全体の補助事業交付金でございますが、そのうちの一部を土木費から町民交流センターへの流用を行いまして、保健体育費の補助金のほうを増額しているものでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 出下議員。

○7番（出下 孝議員） 再度、確認するんですが、予定どおりこの橋梁の補修というのは大変安全にもかかわりますんで、予定どおり、計画どおり事業は完了しとるというように理解してよろしいですか。

○議長（川本英輔議員） 三宅建設部長。

○建設部長（三宅信治君） お答えいたします。

事業が、今、完了しとるかということでございますが、今、予定しておりますのはおおむね順調にっております。ただ、先ほど申しましたように、用地とか、そういうのはまた引き続きやらさせていただきたいと思っております。

この事業自体が5年間で実施する事業でございます。その中で全体で事業費の4割を補助でいただく、交付金でいただくような格好になっております。その中で行う事業の特徴としては、国庫の交付金が年度間流用ができ、あわせて事業間流用ができるということで、今回、平成25年度についております交付金を、それぞれ、今、総交付金を整理しやすく、町民交流センターのほうには事業費の40%を交付金に充てるようにしまして、道路のほうを減額して整備させていただいております。

この道路のものにつきましては、また今年度の交付金で調整していきたいと思っております。おっしゃるように、今のところ順調に事業はできております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

柚木議員。

○4番（柚木 喬議員） 13ページ、歳入の町税のことでちょっと伺います。

法人税について、こちらの説明にありますようにマイナス602万何がしと、均等割ですね、それから法人税額が2,050万円という形で説明に記されているんですが、これは昨年度から何か法律が変わったとか、制度が変わったとかいうふうなことで、ちょっと内容をお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 中村税務住民課長。

○税務住民課長（中村輝彦君） お答えいたします。

法律が変わったということではございませんで、今年度の事業所からの申告状況に基づいて補正計上させていただいたもので、均等割について602万円の減額については、均等割の年税額が一番多い300万円の法人が、税額の低い区分に移動をしたことが原因で、602万円を減額させていただいたものでございます。

そして法人税割については、会社の業績によって法人税割を納めていただいておりますが、これが見込みを上回って申告をいただき、増収が見込まれるということで、補正計上をさせていただいております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○4番（柚木 喬議員） ちょっと関連で、要は24年度から約900万円均等割が落ちて、それから法人税割が確か700万円増になっているとかいうんです。だからかなり景気うか、そういうようなものに変動されるというような感じでいいんですかね、これ。

○議長（川本英輔議員） 中村税務住民課長。

○税務住民課長（中村輝彦君） お答えいたします。

均等割につきましては、先ほども申しましたように、年税額が300万円の9号法人といわれる法人3者が、7号法人のほうに、年税額41万円のほうに移動したということが一番大きな要因で、このたび減額をさせていただくものでございます。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

瀧野議員。

○5番（瀧野純敏議員） 19ページの労働費県補助金250万円マイナスになつとる。どんな理由なのかちょっと理由を教えてください。

○議長（川本英輔議員） 車地企画財政課長。

○企画財政課長（車地孝幸君） 労働費県補助金、雇用対策費補助金、マイナス250万円の主な理由でございますが、6月議会で補正させていただきました企業支援型地域雇用創造事業、起業されて10年以内の事業者さんに坂町の事業をするのを公募いたしました。公募がなかったため、減額するものでございます。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○5番（瀧野純敏議員） 結局、そういうことになれば、宣伝と、要するに町民の皆さん企業体、それにも宣伝が足らなかったんじゃないか思うんですけど、その辺はどうですか。

○議長（川本英輔議員） 車地企画財政課長。

○企画財政課長（車地孝幸君） 公募の方法につきましては、町の広報誌、町のホームページ、また、要件が起業されて10年以内という企業ということがあるということで、一部、事業者さんには、こういった事業があるんですけどいかがですかということはお声かけはさせていただいたんですけども、結果、応募されなかったという状況でございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○5番（瀧野純敏議員） これ、ちょっと規制が厳しんじゃないか思うんで、その辺を一遍聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 新木総務部長。

○総務部長（新木之博君） お答えいたします。

この事業は全額国の補助金によって執行しておる関係で、基本的な運用方針につきまして、国の指針に基づいてどうしても執行しなければいけないということでやらせていただいたものです。

車地が申し上げたように、広報等で周知をするとともに、商工会のほうにもこういった事業の紹介はさせていただいたんですが、残念ながら応募がなかったということでした。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

折出議員。

○9番（折出直幸議員） 34ページをお願いします。

ここに都市計画の公園費で、工事請負費が1千万円のマイナスになってますけど、先ほど専決処分でから400万円ぐらい契約が増額になつとる。ここらの絡みをちょっと教えてください。

○議長（川本英輔議員） 三好都市計画課長。

○都市計画課長（三好修平君） お答えいたします。

まず、さか・なぎさ公園の整備工事につきましては、当初、1億2千万円の予算で議会の皆様に御承認をいただいているところでございます。その後、先ほどの専決処分の中で400万円弱の変更契約が生じまして、残り1千万円が不要になったために、減額の補正をさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 折出議員。

○9番（折出直幸議員） 今度は37ページをお願いします。

公債費なんですけど、ありがたいことに繰越償還金343万5千円、以前、すごく金額をしてから余りなかったんですけど、こういう形でできるいう形になったという部分は、どういう要素があったんですかね。そこらを教えてください。

○議長（川本英輔議員） 車地企画財政課長。

○企画財政課長（車地孝幸君） お答えいたします。

公債費の町債元金繰上償還金343万5千円でございますが、これは住宅資金、住宅新築資金等貸付分償還に伴い償還するものでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

出下議員。

○7番（出下 孝議員） 33ページをお願いします。

ここに道路新設改良費で減額の3,351万1千円とあるんですが、その中の17番、公有財産購入費が3,461万8千円減額になっております。県道坂小屋浦線の絡みでバイパスの新設工事が何カ所かやられておるんですが、その新設に伴い用地を購入されたときの、これだけ差額の金額が減額になったというのは、どういう理由によるんですか。地価とかいろいろあるんですか。それで何カ所ぐらい新設やって、そしてその対象が何カ所で、それぞれどういう理由でこういう減額が生じたんか、この2点をお願いします。

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） この減額につきましては、都市再生整備計画事業でやっております県道に接続する町道の用地購入として当初考えておりました坂地区内の道路用地でございまして、現在、進めております道路事業としては、複数箇所、1カ所ではございません、接続する道路に鋭意計画を進めながら、その用地について、本来、本年度で用地交渉を進める予定でございましたが、いろいろ相手様との交渉の段階におきまして、先ほども説明したように、次年度以降に繰り越した箇所でございます、箇所数につきましては2カ所程度ということで申し上げさせていただいております。

具体的な場所につきましては、全協でもお話ししたように、まだ相手様との交渉中でございます。それにつきましては、明確な説明は避けさせていただきたいと思っております。

また、本年度、それ以外にも用地購入は実績として購入を済ませておるところもございまして。これらはまた計画的に整備を進めていくように進めているところでございます。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○5番（瀧野純敏議員） 34ページの公共下水道費の1,384万円ふえとるのは、これは何のあれになったんですか。

○議長（川本英輔議員） 三好都市計画課長。

○都市計画課長（三好修平君） お答えいたします。

2月の全協でも御説明いたしましたとおり、下水道事業特別会計の歳入歳出予算の補正によるものでございます。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○5番（瀧野純敏議員） これは確かに全協で聞いたんです。どうしてあの時に、きのうの新聞、市の80歳の人が足を踏んで、そしたら落ちた。そうしたら市が敗訴しておりますわね、訴訟されて、だから今から先に、要するに公共事業のこれを全体的には予算のうちに見とくと、要するに補修費用を。それをこれからはどうしても少しは増やす減るんじゃないかと、恐らく補修費用にはかかってくるんです。だからなるべく早目にその辺も検査しながら上げてもらいたいからちょっと聞いただけで、ひとつよろしく。

- 議長（川本英輔議員） 答弁要るんですか。
- 5番（瀧野純敏議員） いいです。
- 議長（川本英輔議員） 答弁要らない。
- 5番（瀧野純敏議員） 答弁は要りません。
- 議長（川本英輔議員） ほかに質疑はありませんか。

柚木議員。

- 4番（柚木 喬議員） 33ページをお願いします。

33ページの今の委託料580万9千円、都市再生整備計画事業物件調査、これは580万9千円のマイナスなんですけど、ちょっと内容を教えてください。

- 議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。
- 産業建設課長（西谷伸弘君） この委託料につきましては、先ほどと関連するんですが、用地等の購入に伴い、それに発生する物件調査でございますが、そういった用地交渉のおくれから、そういう物件調査につきましても減額をさせていただいたものがございます。

- 議長（川本英輔議員） 柚木議員。
- 4番（柚木 喬議員） ということは、下の公有財産でたしか当初の予算が5,400万円だったのが、3,400万円マイナスだから、2千万円ぐらいのことを実績としてやられたと思うんですけども、そのことと関連があるということ。ちょっとごめんなさい、内容的には具体的な内容というのは、はっきり言えないんですか。

- 議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。
- 産業建設課長（西谷伸弘君） 公有財産購入につきましても、1カ所だけの事業ではございません。全体的には複数箇所の事業をしておる中で、当初予定しておりました、そのうちの物件調査が、全てのところで生じるわけではございません。一部の物件調査が用地の購入をおくらすことによって、今回、不用になったということでの減額が580万円という結果になったということでございます。

- 議長（川本英輔議員） 柚木議員。
- 4番（柚木 喬議員） だから当初は何件あって、何件完了して、この580万円が何件だというような表現でできるんですか。
- 議長（川本英輔議員） 三宅建設部長。
- 建設部長（三宅信治君） お答えいたします。

当初、用地まで含めて計画するというところでございます。それで測量いたしまして、それから実施設計をいたしまして、その実施設計に基づいて用地の境界に立ち会っていただいて、そこら面積を確定して購入するわけでございますけれども、先ほど、西谷課長が申しましたように、まだその用地交渉におきまして、境界確認にまだ立ち会っていただけない状況、そういうものがございまして、用地の測量とか、そういう物件補償がまだできないという状況で、今回、減額させていただいたような状況でございます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第4号「平成25年度坂町一般会計補正予算（第8号）」の件を採決いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 議案第4号は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第4号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第6 議案第5号「平成25年度坂町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」の件を議題にします。

本件について提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第5号「平成25年度坂町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」について御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の決算見込みに基づくもので、既定の予算総額に3,305万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を17億6,873万1千円といたすものでございます。

それでは、歳入歳出予算で主なものにつきまして御説明を申し上げます。

まず、9ページの歳入で、国民健康保険税775万9千円の減額は、収入見込みに基づき試算計上をいたしました。

10ページの国庫支出金、国庫負担金2,396万3千円の増額、国庫補助金1,689万7千円の減額、11ページの県支出金、県負担金226万2千円の減額、県補助金878万4千円の減額、共同事業交付金1,260万4千円の増額は、保険給付費見込み額及び特定健診の実績見込み額から試算計上をいたしました。

12ページの繰入金、一般会計繰入金3,116万7千円の増額は、歳入の見込みに基づき計上をいたしました。

諸収入、雑入102万3千円の増額は、交通事故による損害賠償分を計上をいたしました。

次に、歳出につきまして、13ページの総務費、総務管理費99万8千円の増額、保険給付費、療養諸費1億680万円の増額、14ページの共同事業拠出金983万円の減額、保険事業費50万円の減額、特定健康診査等事業費200万円の減額は、それぞれの実績見込みに基づき試算計上をいたしました。

15ページの基金積立金6,241万3千円の減額は、歳入の見込みに基づき計上いたしました。

御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

出下議員。

○7番（出下 孝議員） 13ページ、歳出なんです、一般被保険者療養給付費9,700万円の増額、これ、実績見込みということなんです、この1億円近いものが追加補正になつてくるんですが、この療養費の内容、内訳、これはどういう、例えば薬とかいろいろあると思うんですが、そこら辺の内訳はわかりませんか。

○議長（川本英輔議員） 佐々木民生副部長。

○民生副部長兼保険健康課長（佐々木真哉君） 9,700万円のうち調剤部分が幾らというものはちょっと把握はできておりません。全体としまして、治療にかかれる方がふえたということでの増額というふうに理解しております。

○議長（川本英輔議員） 出下議員。

○7番（出下 孝議員） 今、内訳を聞いたのは、次年度に、これ、できるだけ医療費を節減するためにどういう対応をせにゃいけんのかなという参考のためにお聞きしたわけなんで、ぜひこの分析をして、そこら辺の対応を次年度の中へ取り込んでもらいたいと思いますので、よろしく願いいたします。答弁お願いします。

○議長（川本英輔議員） 佐々木民生副部長。

○民生副部長兼保険健康課長（佐々木真哉君） 分析ということでございますと、医療費の大部分を生活習慣病が占めておるといことは分析をしておりますので、次年度以降も、その生活習慣病に重点を置いた対策を打ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（川本英輔議員） ほかに質疑はありませんか。

柚木議員。

○4番（柚木 喬議員） 今の答弁でいいと思うんですけど、今回、3ページの上から3番目が13億900万円というのは、過去の最大の保険給付費じゃないかと思うんですけど、このたびは1億600万円の追加補正があったということで、今の答弁でいいんですが、質問は、それと絡みで、繰入金で2ページの下から2行目、これも1億円いう形の繰入金になってるんですけど、この辺の絡みをちょっと教えてください。

○議長（川本英輔議員） 佐々木民生副部長。

○民生副部長兼保険健康課長（佐々木真哉君） 繰入金につきましては、いわゆる法廷内繰入、ルールに基づく繰入と、今回の補正で歳入の不足に基づく繰入というのをさせていただきます。歳入の不足による繰入が約3,300万円ございまして、それ以外はルールに基づく繰入ということで、例年どおりの繰入をしておるといところでございます。

○議長（川本英輔議員） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第5号「平成25年度坂町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)」の件を採決します。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 議案第5号は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(川本英輔議員) 挙手全員です。

議案第5号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 暫時休憩をいたします。

再開は11時半といたします。

(休憩 午前11時18分)

(再開 午前11時30分)

○議長(川本英輔議員) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 日程第7 議案第6号「平成25年度坂町下水道事業特別会計補正予算(第4号)」の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長(吉田隆行君) 議案第6号「平成25年度坂町下水道事業特別会計補正予算(第4号)」について御説明を申し上げます。

今回の補正は、下水道事業の決算見込みに基づく補正を行ったもので、既定の予算総額から125万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を7億629万1千円といたすものでございます。

まず、歳入につきまして、9ページの負担金、下水道事業受益者負担金140万8千円の増額は、本年賦課分の全額納付により計上をいたしました。

使用料及び手数料、公共下水道使用料900万円の減額は、下水道使用水量の減量に伴うもので、試算の上、計上をいたしました。

国庫補助金、事業費国庫補助金450万円の減額は、下水道補助事業の確定により計上をいたしました。

繰入金、一般会計繰入金1,384万1千円の増額は、このたびの歳入歳出予算の補正により計上をいたしました。

10ページ、町債、事業債300万円の減額は、下水道事業の確定により計上をいたしました。

次に、歳出につきまして、11ページ、一般管理費、需用費133万円の増額は、横浜ポンプ場の雨水排水ポンプの修繕等に伴う増額で、試算の上、計上をいたしました。

下水道事業費、公共下水道整備費、工事請負費100万円の減額は、下水道施設長寿命化工事ほか下水道工事の確定により計上をいたしました。

公共下水道整備費、流域下水道整備費、負担金補助及び交付金20万5千円の増額は、太田川流域下水道整備事業の確定により計上をいたしました。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

折出議員。

○9番（折出直幸議員） 公共下水道使用料、マイナスの900万円、この意味合いを教えてください。

○議長（川本英輔議員） 三好都市計画課長。

○都市計画課長（三好修平君） お答えいたします。

この下水道使用料の減額につきましては、当初予算で試算しておりました使用水量に対する接続件数の伸びはありますけれども、使用水量は極端に減っておりまして、使用料の収入が当初のとおり見込めないために減額したものでございます。

○議長（川本英輔議員） 折出議員。

○9番（折出直幸議員） ちょっと私が解釈したのは、未納があるんかなとかいうよう

な解釈したんですけど、そういう意味じゃないですね。

○議長（川本英輔議員） 三好都市計画課長。

○都市計画課長（三好修平君） お答えいたします。

未納とかそういうことではございません。使用料の減少によるものでございます。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

奥村議員。

○3番（奥村富士雄議員） 11ページの中の修繕等に伴う増額でというようなことがありましたが、来年度は増設というようなことがあるわけですが、現在のポンプ場の修繕費が毎年かかるかどうかという問題もあるんですが、ここらの長寿命化計画とかいう問題については、検討はされとるんですか。

○議長（川本英輔議員） 三好都市計画課長。

○都市計画課長（三好修平君） お答えいたします。

浜宮ポンプ場、横浜ポンプ場とも長寿命化計画の中には入ってございますけども、今回、修繕いたしますポンプは、口径が150ミリの雨水排水ポンプを設置しております。ポンプ本体ではございませんで、それに接続する排水管からの漏水がひどいため、そこを取りかえる工事でございます。長寿命化計画の中にはこれは該当しておりませんので、今回、修繕で増額させていただくものでございます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第6号「平成25年度坂町下水道事業特別会計補正予算（第4号）」を採決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第6号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第8 議案第7号「平成25年度坂町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第7号「平成25年度坂町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」について御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の決算見込みに基づくもので、既定の予算総額から2,716万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を11億2,447万6千円といたすものでございます。

それでは、歳入歳出予算で主なものにつきまして御説明を申し上げます。

まず、9ページの歳入で、保険料、介護保険料60万円の増額は、収入見込みに基づき試算計上をいたしました。

国庫支出金、国庫負担金530万4千円の減額、国庫補助金137万9千円の減額、10ページの支払基金交付金782万8千円の減額、県支出金、県負担金331万5千円の減額、県補助金13万8千円の減額、11ページの一般会計繰入金333万7千円の減額、基金繰入金646万6千円の減額は、保険給付費などの実績見込み額に基づき試算計上をいたしました。

次に、歳出につきまして、12ページの総務費、総務管理費23万1千円の増額は、介護報酬改定等に伴うシステム改修の経費を計上をいたしました。

13ページの保険給付費、介護サービス等諸費3,540万円の減額、14ページの介護予防サービス等諸費500万円の増額、その他諸費42万円の減額、高額介護サービス等費250万円の増額、15ページの特定入所者介護サービス費180万円の増額は、それぞれの実績見込みに基づき試算計上をいたしました。

地域支援事業費、介護予防事業費47万8千円の減額、包括的支援事業費、任意事

業費40万円の減額は、介護予防事業及び任意事業の実績見込みに基づき試算計上をいたしました。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

出下議員。

○7番（出下 孝議員） 13ページをお願いします。

ここに居宅介護サービス給付費2,900万円減額になっております。実績見込みということなのですが、この実績というのがいろいろ施策を講じたり、啓発活動をやられて、その効果によるものか、あるいはそういうものでなしに、ほかに要因があってこうなるとるんか、施策とか啓発なんかやったのであれば、次年度からは裏づけがとれて、だんだんと少なくなってくるんだろう思うんですけど、そこら辺がちょっとどうのように考えておられるんか、説明をお願いします。

○議長（川本英輔議員） 佐々木民生副部長。

○民生副部長兼保険健康課長（佐々木真哉君） お答えします。

議員お見込みのとおり、いろいろ介護予防事業を展開しておりますので、その成果であるというふうには考えております。ちなみに要介護認定者につきましては、平成23年度が一番ピークでございまして、24年度、25年度と減っておるという傾向にございます。一方で、対象となります65歳以上の第1号被保険者はふえておりますので、そういった意味で認定率も減っておるということで、結果として給付費にその成果が出たということでございます。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

中議員。

○11番（中 雅洋議員） ちょっと15ページのところなのですが、一番下に効果的支援事業と任意事業、多分、済生会の分じゃなくて、もう一つ任意事業というのが別にあっただろう思うんですが、これの40万円の減額ですが、これの理由、詳細をちょっと教えていただきたい。

○議長（川本英輔議員） 佐々木民生副部長。

○民生副部長兼保険健康課長（佐々木真哉君） 包括的支援事業、任意事業につきましては、済生会への地域包括支援センターの運営委託が1,300万円ございまして、



これは予定どおりということでございます。40万円の減額につきましては、それ以外の配食サービスでありますとか、あるいは家族介護支援のための経費がございまして、これが見込みよりも減額になったということでございます。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第7号「平成25年度坂町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」の件を採決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 議案第7号は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第7号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時43分）

（再開 午前11時45分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第9 議案第8号「平成25年度坂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第8号「平成25年度坂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」について御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の決算見込み及び広島県後期高齢者医療広域連合からの通知に基づくもので、既定の予算総額から932万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億5,051万6千円といたすものでございます。

それでは、歳入歳出予算で主なものにつきまして御説明を申し上げます。

まず、9ページの歳入で、後期高齢者医療保険料848万6千円の減額は、保険料の収入見込みに基づき計上をいたしました。

繰入金、一般会計繰入金84万円の減額は、広域連合からの通知に基づき計上をいたしました。

次に、10ページの歳出で、後期高齢者医療広域連合納付金932万6千円の減額は、保険料の収入見込み及び広域連合からの通知に基づき計上をいたしました。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

「質疑なし」という者あり

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第8号「平成25年度坂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」の件を採決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 議案第8号は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第8号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩をいたします。

午前中の会議はこれぐらいにして、あとの施政方針につきましては午後からにしたいと思います。

これでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） それでは、再開、午後1時とさせていただきます。

（休憩 午前11時49分）

（再開 午後1時00分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第10「平成26年度町長施政方針」を議題といたします。

平成26年度町長施政方針の表明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 平成26年度の坂町政を推進するに当たりまして、施策の方針を申し述べ、町民の皆様方の御理解と御協力をいただきたいと存じます。

我が坂町は「自然に恵まれた健康で文化的な住みよいまち」を将来像として、地域の特色を生かした魅力あるまちづくりを推進をいたしております。

近年特に、各種施策を総合的に推進する地方公共団体の役割はますます重要になっており、町民に身近な生活関連社会資本の整備、本格的な少子高齢化社会に対応した福祉の充実等への積極的な取り組みが期待されているところでございます。

我が国の経済は、安倍政権の経済政策「アベノミクス」により円高の是正や株高が進み、内需を中心として景気回復の動きが広がっておりますが、地方へはまだその効果は伝わっていない状況にあります。

また、平成26年4月から消費税率が8%に引き上げられることから、駆け込み需要の反動減による景気の下振れも懸念されます。

今日の地方公共団体を取り巻く環境は、少子高齢化の進行による社会構造の変化が大きく影響し、歳入面では生産年齢人口の減少による税収入の低迷が続き、歳出面で

は社会保障関係費が増大していくことが予想され、厳しい状況に向かうものと推測されます。

このような状況の中で、本町ではこれまでも職員数の削減や事務事業の見直しなどに取り組んでまいりましたが、現下の厳しい財政状況の中で単独町制の維持を図るためには、身の丈に合った自主自立の行財政運営と、一層の行財政改革が必要と考えております。

このため、坂町第2次行政改革推進計画に基づき、満足度の高い行政サービスの提供、自主自立が可能な行財政基盤の確立など、行財政全般にわたる改革を引き続き積極的かつ計画的に進めてまいります。

また、行政の公助に頼るだけでなく、行政と町民が役割分担を行い、一体となって物事に取り組む共助が重要であるものと考えております。

本町は単独町制を維持し、自主自立の行財政運営を図るための施策として、子育て支援住宅等の整備を行い、若い世代の定住化を促進をいたしております。

この結果、平成ヶ浜地区や坂東の一部地区では新たな住宅も整備され、人口が増加したものの、その他の地区では少子高齢化が進み、過疎化も懸念される状況となっています。

こうした状況から、地域間の格差の解消と均衡ある地域の発展を図り、世代間の循環が可能な地域を構築するため、県道坂小屋浦線の道路整備、横浜地区などの海岸整備、堰堤を含む河川整備の三位一体の防災対策を実施し、安全・安心なまちづくり、住環境づくりによって、防災面はもとより、民生の安定、若者の定住できる環境整備を行ってまいります。

本町の発展のためには、これらの整備が必要不可欠なものと考えておりますが、これらの整備に必要な経費に対しまして財源の確保が十分になされない場合には、議会の皆様と御相談をいたしながら、事業の性格に応じた新たな財源の確保についても検討していかなければならないと考えております。

今後とも、親から子へ、子から孫へと歴史・文化・地域を守っていくことのできるまちづくりを目指して、各地区住民福祉協議会ともさらなる連携を深め、将来にわたって足腰の強い坂町を町民の皆様と一体となって創造してまいります。

平成21年度に策定をいたしました坂町第4次長期総合計画の基本構想に基づく諸事業は順調に成果を上げていますが、平成26年度は中盤を迎える重要な時期であり、

これまでの取り組みの検証を踏まえ、さらに事業を推進してまいります。計画の推進に当たりましては、坂町の将来像である「自然に恵まれた健康で文化的な住みよいまち」の実現を目指し、町民と行政がまちづくりの目標を共有し、さらに互いに協力することによって、豊かな生活が地域社会を創造し、「小さくても光り、輝きのあるまち」にするため、私以下全職員が一丸となり、全力を挙げて事務事業に取り組み、本年度におきましては、主として次の諸事業を展開してまいります。

- ・ 広島都市圏東部地区の拠点としての中心的役割を果たす
  - 「平成ヶ浜地区及びその周辺地区の都市機能の充実」
- ・ 交通ネットワークを形成する
  - 「県道坂小屋浦線の整備」
  - 「都市再生整備計画事業の推進」
  - 「町内循環バス事業の推進」
- ・ 都市の根幹的施設としての
  - 「公共下水道水洗化率の向上」
  - 「下水道長寿命化計画事業の推進」
  - 「雨水浸水対策の推進」
  - 「橋梁・トンネル整備事業の推進」
- ・ 美しいまちづくりを推進する
  - 「環境美化事業の推進」
- ・ 横浜地区沿岸の高潮による浸水被害を防止する
  - 「海岸保全施設整備事業の推進」
- ・ 総合的な福祉サービスの提供を推進するための
  - 「福祉事務所の充実」
- ・ 生き生きとした生活を実現するための
  - 「健康づくりの推進」
- ・ 活力ある長寿社会を創造するための
  - 「第5期介護保険事業計画の推進」
  - 「第6期介護保険事業計画の策定」
  - 「小規模特別養護老人ホームの整備」
  - 「介護予防の推進」

- ・子育てにやさしい環境整備のための  
「保育施設民営化の推進」
- ・乳幼児保育・乳幼児教育の充実のための  
「次世代育成支援事業の実施」  
「子ども・子育て支援事業計画の策定」
- ・地域づくり人づくりの核となる  
「（仮称）町民交流センターの建設」  
「魅力ある図書館サービスの充実」  
「生涯学習活動、スポーツ・文化活動の振興」
- ・国際化に対応した  
「小・中学校英語教育の充実」  
「海外研修の実施」
- ・健康づくりとコミュニティーづくりを目指す、21世紀健康増進公園ネットワーク整備の一環として  
「都市公園の整備」  
「ウォーキングトレイル事業の推進」
- ・地域経済の活性化及び快適な住環境の創出のための  
「住宅リフォーム補助事業の実施」
- ・観光・レクリエーションの振興のための  
「ベイサイドビーチ坂の活用」

このような主要な事業を皆様の英知とエネルギーを支えに「希望と生きがいを感じうるより豊かなまち」を目指して、全力を挙げて取り組んでいく決意でございます。

以下、主要な施策について基本的な方針を述べさせていただきます。

#### 1、魅力ある地域を築く基盤づくり

多くの人が集い、生活・文化の中心的役割を果たす市街地は、高度な都市機能が求められており、バランスのとれた土地利用、幹線道路及び生活道路の整備、三位一体の防災対策などに努め、魅力ある都市空間の形成を図ります。

そのため、県道坂小屋浦線を中心とした交通体系の整備を図ることにより、良好な生活環境を確保するとともに、地域特性を生かしながら、人や環境に優しい施設など、効率的で計画的な基盤整備を進め、都市機能と自然環境の調和のとれたまちづくりを

推進をいたします。

平成ヶ浜地区及びその周辺におきましては、民間企業、マンション、戸建住宅、大型商業施設などが進出し、広島県警察学校、県警機動隊、町営、県営住宅などの施設も整備されました。

引き続き、町民が豊かな生活を創造できる行政・教育・文化など多様な都市機能が集積した中心拠点としての充実を図ります。

近年、本町では大型商業施設の進出が相次ぎ、近隣市町から多くの買い物客が訪れています。また、企業の進出などにより、国道31号で慢性的な交通渋滞が発生をしており、渋滞の緩和対策及び歩行者の安全対策として、4車線化の整備を実施していただくよう、近隣自治体と連携を図りながら関係機関へ働きかけてまいりました。

現時点で、国土交通省は、広島県道路の有料機関が平成32年度に終了予定とされている中で、以前実施された広島県道路の無料化社会実験の結果、渋滞が緩和された実績などから、暫定的に海側の歩道拡幅を検討いたしております。

県道坂小屋浦線は、坂地区の主要な道路である町道総頭川1号線が、JRと平面交差していること、狭隘であることなどから、防災上、安全上、交通渋滞などのさまざまな課題を解決するための道路として、平成13年3月に都市計画決定が行われました。

関係地権者を初め、多くの方々に御理解をいただき、平成ヶ浜から町道総頭川1号線までを1工区として、用地買収を進めており、昨年度、町道陰大曲線と県道が接する箇所に擁壁を一部施工をいたしております。

県道坂小屋浦線は坂地区市街地の骨格道路として、まちづくりを行う上でぜひ必要な道路であり、引き続き関係地権者の方々のさらなる御理解、御協力をいただきながら、本格的な建設工事に向けて広島県とともに事業を推進をしてまいります。

生活基盤に欠かせない町道等公共施設の整備につきましては、少子高齢化への対応、福祉環境及び防災機能の充実、交通利便性の向上、町内循環バスの運行など、より快適で安全な生活環境の創出と生きがいを味わえる生活空間の形成を目指す中で、坂地区においては住民代表による坂地区まちづくり協議会から道路整備などのまちづくり方針が提案されています。

本町といたしましても、このまちづくり方針の実現に向けて地域住民と協働して創意と工夫を行いつつ、平成23年度から5カ年計画で第2期都市再生整備計画事業を

導入し、良好な住環境を支える生活道の整備を目的として、円滑な通行の確保とあわせて県道坂小屋浦線とのアクセス向上のための新設道路などを積極的に推進をしてまいります。

地域において身近に利用される生活道路につきましては、道路の改良や歩道の整備による安全対策を進めてまいります。

また、経年劣化により施設整備が必要となっている橋梁や上条トンネルは、補強、改修など必要な対策を実施し、利用者の安全を確保します。

町内道路の一方通行等につきましては、道路改良等に伴い地域住民の理解が得られる場所について、関係機関と協議の上、人に優しい道づくりを推進してまいります。

公園緑地等の整備につきましては、これまで計画的に実施をいたしており、平成16年度からは21世紀健康増進公園ネットワーク計画に基づき、遊歩道や都市公園等の整備を計画的に行ってまいりました。

近年、本町では、平成ヶ浜地区に戸建住宅、民間のマンション、さらには子育て支援住宅及び併設保育園建設等、各種事業の推進により、良好な市街地の形成を進め、人口増加など成果があらわれております。

また、坂本郷地区、横浜地区におきましても、民間の住宅建設等により、人口が増加しております。

これらにより、子供の人口が増加する中で、子供のための遊び場が少なく、以前より子育て世代の保護者から、子供専用の遊び場の確保について、強い要望を受けておりました。

子供の遊び場を充実させ、安心して子供を産み育てる環境をつくるため、子育て世代が触れ合い交流できるスペースの整備が必要と考え、昨年度、平成ヶ浜地区内において、広島県が管理をしております、さか・なぎさ公園内の広場を有効活用し、坂地区、横浜地区、小屋浦地区など、坂町内の全ての子供が利用できる、年齢に応じた遊具、休憩施設等を設置した「きらり・さかなぎさ公園」を整備をいたしました。

また、平成ヶ浜中央公園等の既存公園3カ所に、日よけ、雨よけ施設を整備をいたしました。本年度も引き続き、既存公園の整備改修を実施をいたします。

国から補助採択を受けているウオーキングトレイル事業は、本年度の坂めぐりルートの森条火葬場線の整備で終了をすることになりますが、歩きやすい歩行者空間を維持し、引き続き、悠々健康ウオーキング大会などに活用することで、ウオーキングに



よるまちづくりを推進をします。

本町の公共下水道事業につきましては、昭和61年度に事業着手して以来、早期完成を目指し鋭意整備を進めてまいりました。平成16年度には、平成ヶ浜等の開発区域を含め約380haの面整備が完了し、市街化区域面積に対する整備率はおおむね100%となりました。生活環境の改善や公共用水域の水質保全、下水道事業経営の安定化を推進するため、1日も早い水洗化率100%を目指し努力をしてまいります。

また、公共下水道計画区域外の地域では、小型浄化槽の補助制度を活用していただき、町内全体の快適で健康的な生活環境づくりを推進してまいります。

雨水排水対策につきましては、計画的に町内5カ所に雨水ポンプ場を整備してまいりましたが、供用開始から20年以上経過した雨水ポンプ場施設において、長寿命化を含めた計画的な改築等を行い、事故の未然防止及び将来にわたっての維持管理費の削減を図ることを目的とした下水道長寿命化計画に基づき、昨年度は浜宮ポンプ場の長寿命化に向けた電気設備、機械設備、外壁塗装などの整備工事を実施いたしました。

また、横浜ポンプ場においては、昨年度、浸水対策関連調査の結果に基づき、ポンプ設備の増設、能力の向上に係る実施設計を実施いたしました。

本年度は、この実施設計に基づき、ポンプ設備の増設、排水能力の向上に係る整備工事を実施いたします。

## 2、安心して人にやさしい環境づくり

坂町の豊かな自然や歴史的・文化的資源を生かした景観のよいまちづくりを進めるとともに、災害などに対応する施設整備に努め、安全・安心なまちづくりを推進いたします。

また、自然環境と共生し、あらゆる世代の町民が安全で快適に住み続けられるよう、親から子へ、子から孫へ、循環可能な地域づくりを町民とともに進めてまいります。

森林保全につきましては、ひろしまの森づくり事業交付金を活用し、多くの方々が利用される遊歩道周辺の森林を中心に整備し、景観形成や都市近郊林で人が森林に親しめる森づくりを推進いたします。

生活バス交通は、地域住民、特に高齢者を初め、交通弱者の方々にとって欠くことのできない公共交通手段であるため、病院、役場及び坂駅等に手軽に行ける町民ニーズに沿った町内循環バスを平成15年4月から運行いたしており、多くの町民の方々

に利用していただいております。

平成16年度は2台目のバスを購入し、小屋浦地区及び坂地区にも可能な範囲で延伸をいたしました。

平成21年度には、坂町循環バス事業の継続運行とバス車両の長寿命化のため、新規にバス1台を購入をいたしました。

また、昨年度は、バス利用者の利便性の向上はもとより、ウォーキング中の休憩や急な雨などの避難場所として、坂横浜のバス停に吹き込み防止板を、坂植田のバス停に日よけを設置いたしました。

今後も運行形態の検討もあわせ、引き続き現路線のさらなる利用促進を図るよう努力してまいります。

ごみの排出抑制、資源化、リサイクル等につきましては、資源ごみの処理施設と一時保管施設を集約をしたリサイクルセンター坂を拠点として、町民、事業者の御協力をいただきながら、ごみの減量化等の推進に努めてまいります。

ポイ捨てによる空き缶、吸い殻等の散乱を防止することにより、地域環境の美化推進を図り、坂町の良好な環境を保全するため、坂町環境美化の推進に関する条例を制定し、啓発に努めております。

今後とも、町民、事業者、関係団体と行政が連携・協働し、ごみのポイ捨て防止や地域の清掃活動を促進し、美しいまちづくりを推進してまいります。

廃棄物の処理に関しましては、ダイオキシン類の発生を抑え、自家発電も行う熱分解ガス化溶融炉を導入した安芸クリーンセンターで、広域処理体制による可燃ごみ処理の適正化・効率化をいたしております。

安芸クリーンセンターは、平成14年12月の施設の本格稼働から11年が経過していることから、安芸地区衛生管理組合では、既存施設の性能を維持しつつ、長寿命化を図るという国の指針、本町を除く安芸郡3町からの長寿命化による存続要望、そして財政負担の軽減や、より一層の地球温暖化対策等からも、国の支援制度を活用した長寿命化の取り組みを推進することといたしております。

本町といたしましても、この趣旨にのっとり、関係者の御理解、御協力をいただきながら、安芸地区衛生施設管理組合や関係町と連携いたし、既存施設の長寿命化を推進してまいりたいと考えております。

環境問題につきましては、地球温暖化防止、二酸化炭素の排出削減を推進するため、

全世帯に配布をいたしましたマイバッグを活用していただき、引き続きレジ袋の削減に努めてまいります。また、町内に設置している外灯につきまして、引き続き、蛍光灯からLED照明への取りかえを進めてまいります。

将来の世代に良好な環境を継承するため、環境基本計画を策定しているところであり、町民・事業者・関係団体と行政が連携・協働し、本町における環境の保全管理を進めてまいります。

消防、防災体制につきましては、常備消防業務を広島市へ事務委託をしたことにより、経費負担は軽減され、日常の消防・救急業務はもとより、大規模災害や特殊災害への絶対的消防力が強化されました。

広島市消防局、坂町消防団、坂町女性防火クラブ、坂町少年消防クラブ、各地区自主防災会と密接な連携を図り、複雑多様化する災害に対応し、地域住民の安全を確保するため、坂町地域防災計画に基づき、災害に強いまちづくりに向けた防災教育や防災訓練の実施、自主防災組織の育成・充実等の促進、消防機材、安全装備品の整備充実に努めてまいります。

本年度は、本部分団に配備しております消防ポンプ自動車を更新し、性能、操作性の向上等、消防設備の機能強化を図ってまいります。

災害時の情報連絡、行政事務連絡及び観測データの情報収集・伝達を目的とし、人工衛星を利用した広島県総合行政通信網が整備されたことにより、即時に映像での災害時の状況が国・県・市町間で共有でき、迅速な支援体制の構築や的確な対策の実施が可能となっております。

また、デジタル方式へ更新された防災行政無線は、全国瞬時警報システム、いわゆるJ-ALERTを装備し、大規模地震発生時や各種武力攻撃における緊急情報を瞬時に提供することが可能となっております。

本年度完成する（仮称）町民交流センターは、一度に1,500人が避難できる坂町中心部の災害避難場所としての機能や、体育・文化の場として使用できる施設であります。南海トラフ巨大地震等、大規模災害に備えるための備蓄倉庫や自家発電等、坂町の防災拠点となる施設となっております。

災害から住民の身を守るため、有事の際の避難場所の確認や避難経路を地域住民とともに検証し、よりよい避難方法を身につけることを目的として、平成23年度から避難訓練を実施しておりますが、これからも継続実施することといたしております。

この避難訓練の検証でいただいた皆様からの御意見等を次の避難訓練につなげていき、回数を重ねるごとに、よりよい避難方法を確立し、町民の生命と財産の保護のため、体制強化に努めてまいります。

災害時要援護者避難支援制度につきましては、住民福祉協議会、民生委員、児童委員の皆様を初めとする避難支援関係団体の御協力のもと、自力で避難することが困難な方を身近な地域で支え合う仕組みを、地域の皆様とともに築いてまいります。

防災対策の一環である急傾斜地の防災工事につきましては、これまでも計画的に整備を行っており、本年度も緊急度の高いところから引き続き工事を施工いたします。

天地川に設置されている砂防堰堤は老朽化が進んでおり、広島県において、より事業効果の高い新たな砂防堰堤を整備するため、工事用道路の設置に着手をしております。今後も本体工事の早期着手に向け、県に要望してまいりたいと考えております。

台風などによる沿岸部の越波対策について、横浜海岸のうち、横浜東1丁目の町護岸及び横浜小学校付近の県護岸のかさ上げ等、海岸線の整備は、県が国庫補助事業として工事を実施し、完成をいたしました。

離岸堤の設置につきましては、4基のうち、昨年度までに2基が完成しており、残り2基の早期完成に向け、県や国に強く要望してまいりたいと考えております。

防犯対策につきましては、現在実施していただいている自主防犯パトロールの支援、防犯組合等による啓発活動の充実を図り、安全・安心な住みよいまちづくりを推進していくため、地域・警察・行政・関係団体等がそれぞれの役割を担い、協働して防犯活動を推進してまいります。

また、平成23年度には、坂町暴力団排除条例を制定いたしており、引き続き、行政・町民・事業者が一体となって、地域ぐるみで暴力団の排除に向け取り組んでまいります。

さらに、平成ヶ浜地区に設置されている広島県警察学校及び県警機動隊の活動により、犯罪の抑止効果とあわせて、町民の安全・安心の確保に大いに効果が上がっていると考えております。

交通安全対策につきましては、海田警察署、坂町交通安全協会等の関係機関と連携のもと、交通安全意識の高揚と、交通道德の涵養を図り、正しい交通ルールと交通マナーの実践を習慣づけるため、啓発活動の充実而努力ながら、生活道路の整備にあわせて交通安全施設の整備や交通規制等を図ってまいります。

近年、情報通信技術の進展や高齢化など、社会情勢が大きく変化する中で、消費者を取り巻く環境も多様化し、多くの高齢者を含む消費者トラブルが増加しています。このような状況の中、地域住民が日々安心して暮らせるよう、消費生活相談窓口を通じて、消費生活の苦情相談に対する助言、あっせんや情報提供等を実施し、消費者被害の拡大防止に努め、消費生活の安定と向上を目指してまいります。

### 3、生きがいを創り出す社会づくり

活力あるまちづくりを推進するためには、町民一人ひとりが健康で生きがいを持った生活を送れることが重要です。少子高齢化が進展する中、保健・医療・福祉・介護の各施策を積極的に推進してまいります。

保健・医療につきましては、町の健康増進計画である第2次健康さか21に基づき、保健センターを拠点に、健康教育・健康相談・訪問指導に加え、ウォーキングを中心とした運動教室の開催など、町民の皆様の健康づくりに取り組んでまいります。

また、安心して出産や子育てのできる町を目指し、新たに、妊娠を希望する女性等を対象に、風疹予防接種費用の全額助成を実施するほか、引き続き、不妊治療と不育症治療を受けている方への治療費の助成、乳幼児への家庭訪問の強化や育児相談、母親学級を開催など、母子保健医療の充実に取り組んでまいります。

高齢者福祉につきましては、第5期介護保険事業計画に基づき、小規模特別養護老人ホームの整備を着実に進めるとともに、平成27年度からの第6期介護保険事業計画を策定してまいります。

また、介護予防としてのウォーキングにみずからが取り組んでいただけるよう、65歳以上の方に万歩計を配布するとともに、高齢者の死亡要因の上位となっている肺炎の予防を図るため、引き続きインフルエンザワクチン及び高齢者肺炎球菌ワクチンの接種の助成を実施してまいります。

さらに、ひとり暮らし高齢者や認知症の方の増加など、高齢者に関するさまざまな課題や相談に対応するため、地域包括支援センターを核とし、関係機関と連携して地域包括ケアシステムの構築に取り組み、高齢者の地域生活を支えるまちづくりを推進してまいります。

福祉医療費助成事業につきましては、重度心身障害者医療費助成制度、乳幼児等医療費助成制度及びひとり親家庭等医療費助成制度の医療費の一部負担金を昨年度から減額をいたし、対象となる利用者の負担軽減を図っております。

また、障害者福祉につきましても、坂町障害者計画、坂町障害者福祉計画により、障害のある人もない人も、誰もが家庭や住みなれた地域の中で、ともに生活が送れるように、障害者福祉サービスの計画的な提供を進めてまいります。

近年、ますます多様化をしております福祉サービスの提供につきましては、福祉事務所を中心に、相談支援体制や就労支援体制を充実し対応してまいります。

少子化や核家族化の進行により、保育環境に対するニーズが多様化している中で、次世代を担う若い人々の定住化を促進し、町の活性化を図るため、坂町次世代育成支援行動計画に基づき、全ての子供が心身ともに健やかに育ち、安心して子育てができる環境づくりを進めてまいります。

本年度は町立保育所の民営化及び児童虐待防止のための広報、啓発や体制強化を進めてまいります。

子ども・子育て支援につきましては、子育ては保護者が第一義的責任を有するという基本的認識のもと、家庭教育の重要性を啓発し、学校、保育所（園）及び地域等が連携した子育てネットワークによる地域ぐるみの子育て支援環境づくりに努めてまいります。

男女共同参画社会につきましては、性別にかかわらず、個性や能力を発揮できる社会の実現に向け、坂町男女共同参画プランにより、意識啓発や地域における環境づくりを推進してまいります。

#### 4、夢や希望を育み、絆をつくる人づくり

子供から大人まで、町民一人ひとりが夢と希望と生きがいを持った生活が実現できるような社会を形成するとともに、坂町の将来を担う子供一人ひとりが、社会の変化に的確に対応する英知や技能、人や自然への優しさ、想像力豊かな感性、たくましく生きるための意欲などが培えるように、生きる力を育む教育を推進し、知・徳・体の調和のとれた人間の育成に努めてまいります。

昨今、個人主義的風潮が強まり、社会全体のモラルの低下や少子化、核家族化が進行する中で、家庭教育機能の低下など、社会構造の急激な変化が子供たちの心に深く影響をもたらしています。

また、非行の低年齢化、凶悪化が進むとともに、いじめが社会問題になっていることなど、憂慮すべき状況となっています。

このような中で、21世紀を担う子供たちが夢や目標を持って将来へ向けて羽ばた

ける社会、お互いがお互いを助け合い、認め合う社会を創造していくために、学校教育の果たす使命はさらに重要となっています

このため、学校においては、子供たち一人ひとりが大切な何かをなし遂げようとするため、志を立てて、そのために強い精神力を持って努力し、将来、自立した社会人として活躍できるような人づくりのため、子供たちの個性や自主的精神を重視した教育環境の充実に努め、知・徳・体の調和のとれた生きる力を育む教育を推進してまいります。

とりわけ、徳の部分においては、社会の秩序維持に必要とされる礼儀、節度などの失われつつある日本の古きよき礼節を重要視し、基本的な規範意識、美しいものや自然に感動する心、公共心や他者を思いやる心などの道徳心の高揚を図ってまいります。

本町における人間の尊厳にかかわる問題等の施策につきましては、法の理念に基づき、坂町人権擁護協議会及び坂町教育委員会並びに関係機関・団体等と連携をとりながら、行政施策の推進を図ってまいります。

国際化がますます進展する中、子供たちにこれからの国際社会に生きる必要な基礎を身につけさせるため、小学校においては、英語になれ親しませる学習を本年度も引き続き実施してまいります。また、小学校5・6年生では、学習指導要領に示されている外国語活動を引き続き実施いたし、充実してまいります。

中学校においては、学習指導要領に示されている外国語の目標である聞くことや話すことなどの実践的コミュニケーション能力の基礎を培うため、引き続き、外国語指導助手により、コミュニケーション能力の向上を図る教育を充実させてまいります。

学校施設の耐震化及び改修整備につきましては、児童生徒の安全確保及び災害時における地域住民の避難場所を確保するため、施設の耐震化とあわせ教育環境の向上を図るための改修及び環境負荷の低減効果が期待される太陽光発電システムの導入などを計画的に推進をしてまいりました。

その結果、平成23年度までに、小中学校4校の整備が完了し、全ての学校施設の耐震化が図られたとともに、校舎等の改修整備により教育環境の向上が図られました。

今後は、これらの学校施設の適切な点検及び維持管理に努めるとともに、大雨、土砂災害や地震、津波などによる災害から児童生徒の身を守るための定期的な避難訓練の実施や、町主催の避難訓練に積極的に参加するなど、防災教育を充実させてまいります。

また、太陽光発電システムを導入した小学校においては、本年度も引き続き環境教育を実施し、子供たちが環境についての理解を深め、環境を大切にし、環境の保全に配慮した行動がとれるよう、環境問題についての学習を推進いたし、中学校においても、小学校での学習の成果を踏まえ、継続的、発展的に環境学習に取り組んでまいります。

さらに、学校への指導の充実強化を図るため、引き続き、指導主事を学校教育に関する専門的事項の指導に従事させ、教職員の資質・能力の向上に努めてまいります。

坂町の子供たちが「ふるさと坂町、ひいては国に貢献できる人になる」また「日本の将来を担う人になる」という夢や希望を持つことができる教育を推進してまいります。

心の豊かさや、生きがいのための学習意欲の増大、社会経済の変化への対応が求められる中、人々が生涯を通じていつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価されるような生涯学習社会の構築を目指してまいります。

このため、町民センターや図書館等を活動拠点として位置づけ、今後とも、地域における生涯学習に取り組む体制を整備し、誰もがあらゆる機会を通じて、気軽に学習活動ができるよう、学習環境の整備を図ってまいります。

平成24年度から整備を進めております（仮称）町民交流センターにつきましては、平成26年9月の開館を目指しております。

新しい施設は、愛称を「Sunstar Hall」といたし、災害時における坂地区中心部の災害避難場所として位置づけ、地域住民の安全確保に努めるとともに、スポーツ・文化・コミュニティーなど、多様な機能を有する町民の交流拠点として、積極的な活用を図ってまいります。

子供たちが生活体験、社会体験、自然体験、文化・スポーツ活動などのさまざまな体験活動に自主的に取り組めるよう、地域で子供たちを育てる環境や、家庭・地域の教育力の向上を目指して、地域ボランティアの協力のもと、放課後子どもプラン等の充実に努めてまいります。

図書館におきましては、蔵書を計画的に整備し、引き続き資料の充実に努め、子供への読み聞かせや読書会などの学習の場を積極的に提供するとともに、図書館利用者の利便性の向上を図るため、平成26年1月より、図書館の利用者に限り、図書館隣接の坂駅南口自転車等駐車場を無料で御利用できることといたしました。今後とも、



町民の皆様が気軽に利用できる魅力ある図書館にしていまいります。

スポーツ・文化活動の振興は、町の発展だけではなく、人間性を豊かにし、健康で文化的な生活を営む上で極めて重要な役割を果たすものであります。特に新しく住民になられた方々との融和を図り、みんなで坂町をつくる意識を高めるため、スポーツ・文化活動のさらなる充実に努めてまいります。

このため、学校教育の中で、スポーツ・文化活動に興味を持ち、そして実践し、高校生・大学生ひいては社会人となっても、活動を続けていくことのできる意欲と実践力を持った人間を育成することが重要であると考えております。

スポーツ・文化活動の現状につきましては、坂町体育協会及び坂町文化協会が中心となって活発に活動されており、相当な成果を上げていることについて、指導者及び関係者の皆様方に厚く御礼を申し上げます。

今後におきましても、指導者の育成と確保に努め、坂町教育委員会と連携し、スポーツ・文化の振興を図ってまいります。

また、これからの時代に活躍する子供たちへ、私たちが歩んできた道を正確に残すことにより、郷土愛を育て、将来の文化発展に寄与することを目的に刊行をいたしました、坂町史4編の普及・活用に努めてまいります。

国際交流につきましては、外国の文化や言語を学ぶとともに、現地の生活体験、人々との交流等を通じて、国際的な視野及び知識を身につけた幅広い活動ができる人材の育成を目指し、中学生を対象とした海外研修を実施いたします。これまでの取り組みを生かし、日本人としてこれからの国際社会を生きていく上で大切なみずからの国に誇りを持ち、郷土や国を愛する心を育ててまいります。

#### 5、活気と活力を創造する魅力づくり

坂町の豊かな自然、歴史的・文化的な地域資源、地理的条件などを生かしたまちづくりを進めるとともに、人々が気軽に自然に接し体験ができるよう、観光・レクリエーション施設の整備と利用を促進してまいります。

本町の農業を取り巻く環境は高齢化により地域の担い手が減少傾向にあり、また、イノシシ等による農作物の被害など厳しい状況にあります。

こうした状況の中、定年などを迎えられる第2の人生として農業に興味のある方を始め、農作業に携わる方の農耕意欲が低下しないよう、引き続きイノシシの被害対策を実施し、休耕地を利用した菊づくり講習会や特産品開発に係るムラサキムギの栽培、

その他レクリエーション農園、農産物品評会などへの取り組みを行い、都市近郊農業の振興を図ってまいります。また、町木である梅の推奨に努めてまいります。

特産である広島カキの一翼を担うカキ養殖及び漁船漁業は本町の唯一の地場産業といえるもので、森山北漁業基地を拠点に近代的な施設での操業が行われております。

引き続き、基地内での安全な操業が実施できるよう、一文字防波堤などの施設整備を検討してまいります。

今後も漁業の振興に係る諸施策を継続し、坂町漁業協同組合と連携を密にしながら、水産業の振興に努めてまいります。

商工業の振興につきましては、町内中小小売業の活発な商業活動を展開していくため、引き続き中小企業融資制度を継続し、経営基盤の強化を図ってまいります。今後とも広島安芸商工会と連携を密にし、商工業の振興に努めてまいります。

また、地域経済の活性化及び居住環境の向上、住宅の長寿命化の促進のため、町内の建築事業者等を活用して、自己の所有する住宅のリフォーム工事を行う方に対し、住宅リフォーム補助事業を昨年度に引き続き実施をいたします。

広島県が整備した全区間1,200mの西日本最大級の人工海浜であるベイサイドビーチ坂につきましては、海を生かした活動的なレクリエーションと人々のふれあいの場として、町内外から多数の方々の利用をいただいております。引き続き、ビーチでの各種イベントも支援してまいります。

今後、本町といたしましては、施設の有効活用及び利便性の向上を図るための施策や海水浴シーズンにおける国道の渋滞緩和、歩行者の安全対策などについて、引き続き県等の関係機関へ働きかけてまいります。

## 6、明日を拓く協働のまちづくり

町民と行政がそれぞれの役割を認識し、自主性・自律性を高めながら個性豊かな地域社会を形成するため、町民と行政が主体性を持ち、連帯意識に支えられた協働のまちづくりを推進してまいります。

地域の連帯感に支えられた住みよい地域社会を形成するため、坂町社会福祉協議会と連携し、地区住民福祉協議会等の自主的な活動を支援しながら、自発的で幅広い参加による活動を推進してまいります。

活力ある地域社会の形成を図るため、人・物・情報の活発な交流を促進するとともに、坂町の魅力を内外にアピールいたします。また、姉妹都市等との交流と連携を一

層深めてまいります。

今後も安全で快適に歩くことを通じて、健康や福祉活動、地域のコミュニケーションの増進を図り、健康増進事業、スポーツ関係事業など、商工会等の関係機関と連携し、事業の実施に努めてまいります。

広報活動につきましては、行政や地域の最新情報をホームページ等で発信をしておりますが、内容をより一層充実させ、さらなる身近な行政を目指します。

平成26年度の施政方針の大綱を申し上げましたが、行財政改革を着実に実施し、行財政運営のより一層の簡素効率化に努め、節度ある財政運営を行いたいと考えております。

私は、町政の基本理念は、町民一人ひとりが健康に恵まれ、安全で快適な生活環境の中で、活力と生きがいのある生活を営むことができる地域社会を形成することであると考えております。

このような社会を実現するため、町民の皆様を初め、各方面からの御意見に耳を傾け、何を求めておられるかを的確に判断し、その実現のため、今後、あらゆる創意と工夫のもとに、地に足がついた政策を着実に推進してまいります所存でございます。

議会の皆様を初め、町民の皆様の深い御理解と御協力を賜りますよう、お願いを申し上げます。御清聴ありがとうございました。

○議長（川本英輔議員） 以上で、平成26年度町長施政方針を終わります。

どうでしょうか。休憩しましょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

再開は、2時10分といたします。

（休憩 午後 1時54分）

（再開 午後 2時10分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第11「平成26年度教育行政方針」を議題といたします。

平成26年度教育行政方針の表明を求めます。

枝廣教育長。

○教育長（枝廣泰知君） 「平成26年度教育行政方針」を申し述べます。

坂町教育委員会は、町長施政方針及び坂町第4次長期総合計画等にのっとり、教育行政を推進してまいります。

学校教育では、坂町の将来を担う子供一人ひとりが大切な何かをなし遂げようとするために志を立て、そのために強い精神力を持って努力し、将来「自立した社会人」として活躍できるような人づくりに努め、社会の変化に的確に対応する英知や技能、人や自然への優しさ、想像力豊かな感性、たくましく生きるための意欲などが培えるように、「生きる力」を育む教育を推進し、「知・徳・体」の調和のとれた人間の育成に努めます。

生涯学習では、子供から大人まで、町民一人ひとりが、みずからの個性や能力を最大限に発揮し、夢と希望と生きがいを持った生活が実現できるように取り組むとともに、町民同士のきずなや交流、連携を大切にしながら、人が輝くまちづくりを進めます。

そのために、地域での活動を町民みずからが主体的に参画、展開できるよう支援するとともに、恵まれた自然環境や人的資源、生涯学習施設等を十分に生かした総合的な生涯学習の推進に引き続き努めます。

とりわけ、道徳心の高揚につきましては、学校教育、生涯学習を通じて、人と人とのつながりを大切に、家庭・学校・地域が一体となって、取り組むことができるよう努めます。

〈学校教育〉

～「礼節」を基本とした教育を推進します～

人として正しく生きるための魅力ある道徳教育を推進し、一人ひとりの児童・生徒が夢や希望を育み、未来に向けてみずからの人生を切り拓いていくことのできる力を身につける教育に努めます。

また、地域・保護者の協力を得て、ボランティア活動や自然体験活動、郷土の伝統や文化に親しむ活動などの豊かな体験を通じて、児童・生徒の内面に根差した道徳性を育み、お互いがお互いを助け合い、認め合う社会を創造し、美しい坂町の自然を大切に、郷土を愛する子供の育成を図ります。

とりわけ、相手に対する挨拶や言葉遣い、時と場をわきまえた適切な言動をとることのできる「礼儀」や、自分自身についてよく考えて行動し、生活することのできる

「節度」については、これらを児童・生徒の学ぶ姿勢の礎と捉え、全ての教育活動を通して育成してまいります。

特に、小・中学校の連携を密にし、児童・生徒の成長に合わせた指導が充実するよう取り組みます。

また、「子どもたちは私たち大人の姿を見て育つ」と言われているように、大人みずからが範を示しながら、児童・生徒の育成が図られるよう、保護者や地域の皆様が一体となった取り組みの充実に努めます。

～体験活動を推進します～

集団宿泊活動など豊かな体験活動を通して、児童・生徒の人間性や社会性を育てる教育を推進します。特に、小学校においては、3泊4日の長期の集団宿泊活動や夏季休業中の「サマースクール」を実施し、家庭や地域の協力を得ながら児童の「豊かな心」、「健やかな体」の育成を図ってまいります。

～確かな学力の向上を図ります～

広島県「基礎・基本」定着状況調査等の結果によると、各学校ともに、基礎学力はおおむね定着しています。今後は、結果で明らかになった教科や領域ごとの成果や課題を踏まえ、さらに学力の向上を図るために、指導内容・指導方法等の改善を進め、年間指導計画をより一層充実し、個に応じたきめ細かな指導を展開します。

このため、授業研究を積極的に行い、教師個々の指導力向上を図るとともに、指導内容の充実や少人数指導、ティーム・ティーチング、習熟度別学習など、指導方法の工夫改善に努め、児童・生徒の基礎学力の確実な定着を目指します。特に、中学校においては、引き続き、非常勤講師を配置し、指導の充実に努めます。

また、児童・生徒の学習意欲を高め、学習習慣を確立するために、保護者と協力しながら家庭学習の一層の定着を図るとともに、夏季休業中等に、基礎・基本が定着していない児童・生徒に対して、一人ひとりの学力に応じた個人指導や学力補充を行うなど、基礎学力の向上に努めます。

さらに、知識や技能を活用し、問題を解決できる児童・生徒の育成のため、算数、数学、理科の学習においては、反復による指導や観察・実験・課題学習を充実させるなど、理数教育の充実に取り組みます。

～ことばの教育を推進します～

ことばは知的活動だけではなく、コミュニケーションや感性の基盤でもある重要な

力です。

この「ことばの力」を身につけさせるため、国語だけでなく各教科等の教育活動全体で「ことばの教育」を展開してまいります。

各教科等においては、国語で培った「ことばの力」を基本に、記録・要約・説明・論述といった「言語活動の充実」を図ることにより、さらに「ことばの力」を高め、各教科等のねらいである思考力・判断力・表現力等の育成を効果的に図ります。

また、読書の習慣化を図るとともに、児童・生徒が落ちついて学習に集中できる環境づくりに資するため、「朝の読書」活動を一層充実します。このため、図書館司書の活用など、学校図書の実用を図るとともに、図書館へ児童・生徒向け図書の計画的な整備を進めます。

～キャリア教育を推進します～

今日の厳しい経済情勢や産業・経済及び雇用の構造的変化に伴い、学校生活から職業生活への円滑な移行が難しい状況が生じているため、将来、社会人・職業人として自立していくために必要な意欲・態度や能力を身につけさせる教育の充実が求められています。

このため、家庭・地域・事業所の協力をいただき、将来を見据えた子供の勤労観・職業観を育てるため、キャリア教育の充実を努めます。

中学校においては5日間の職場体験活動を実施し、働くことへの関心・意欲を高めるとともに、キャリアノートの活用を通して、小・中・高等学校の校種間連携を進めます。

～環境教育を推進します～

地球温暖化や自然環境の破壊を初めとした環境問題は、緊急かつ重要な課題となっています。

豊かな環境を守り、将来に引き継いでいくためには、自主的・積極的に環境保全活動に取り組むとともに、環境問題について学習することが重要であり、特に、21世紀を担う子供たちへの環境教育は極めて重要です。

このため、太陽光発電システムを導入した小学校においては、子供たちが環境についての理解を深め、環境の保全に配慮した行動がとれるようにするため、社会、理科、家庭科などの教科や、道徳の時間、特別活動における環境にかかわる内容の充実を図るとともに、総合的な学習の時間において、環境問題についての学習を展開してまい

ります。

また、中学校においても、小学校での環境教育の成果を踏まえ、継続的・発展的に環境教育に取り組みます。

～教職員の資質・指導力の向上を図ります～

学校が、その教育機能を十分発揮できるかどうかは、教職員の資質・指導力によるところが大きいため、専門職としての知識や能力と、教育への情熱を持った人材の育成に努めます。

教育委員会の主催研修や各学校における校内研修などを充実させ、教えるプロとしての自覚や意欲を高めるとともに、その資質・指導力を最大限に発揮し、信頼される学校づくりに努めます。

～生徒指導上の諸問題対策を推進します～

不登校やいじめ問題を初め、生徒指導上の諸問題の解決を図るために、小・中学校間や保護者との連携を密にし、生徒指導體制の確立やスクールカウンセラーなどを活用した教育相談体制の充実を図ります。

また、児童・生徒が決められたルールを守る中で、みずから行動を選択し、その行動に責任を持つことや、一人ひとりがかげがいのない存在であること、互いに尊重し共感的に理解しあう人間関係づくりに留意した授業づくりを進めるとともに、子供や保護者の立場に立ち、内面に触れる生徒指導を徹底し、児童・生徒理解を深め、生徒指導上の諸問題の未然防止に努めます。

特に、いじめ問題については、どの子にも、どの学校にも起こり得る問題として切実に受けとめ、徹底して取り組むべき重要な課題であるため、各学校においては、いじめ問題の早期発見、早期対応に努め、問題の悪化を防止して解決に結びつけるための取り組みを推進してまいります。

～情報化に対応した教育を推進します～

急速な高度情報通信社会の進展に伴い、情報化に対応した教育が求められています。このため、情報活用の実践力、情報の科学的な理解、情報社会へ参画する態度などの情報活用能力を、児童・生徒の発達段階に応じて身につけさせる教育を進めます。

その際、情報を扱う際のルール・マナーや危険回避などの安全面についての指導など、児童・生徒が情報社会で適正に活動するためのもとなる考え方や態度を育てることに努めます。

また、各学校に整備した情報機器を各教科等の指導手段として有効活用し、学習効果を高めます。

～特別支援教育を充実します～

児童・生徒の自立や社会参加を図るために、一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、その持てる力を高め、障害による生活上や学習上の困難を克服するよう、適切な指導や必要な支援を行います。

このため、各学校においては、障害のある児童・生徒の個別の教育支援計画を作成するとともに、通常学級に在籍する児童・生徒を含め、特別な配慮が必要となる児童・生徒支援の個別の指導計画を作成し、その活用に努めます。

また、特別支援教育コーディネーターを中心に校内体制を整え、関係機関や専門家等との連携を積極的に進めるとともに、研修の充実に努め、指導内容や指導方法を工夫改善します。

～国際化に対応した教育を推進します～

児童・生徒がこれからの国際社会を生きるために必要な豊かな人間性や社会性を育んでいくことが、新しい時代に向けての教育のあり方として欠くことのできないものとなっております。

そのため、我が国や郷土の伝統や文化を正しく理解し、日本国民としての自覚と誇りを持った児童・生徒を育成してまいります。

国旗・国歌を尊重する精神を育成し、このことが国際的礼儀であることを理解させ、お互いを尊重する心と態度の育成を図るとともに、坂町の伝統や文化を取り入れた教育活動を積極的に進め、それらを継承し発展させる意欲を持った児童・生徒の育成に努めます。

また、国際社会に生きる必要な基礎を身につけさせるため、小学校においては、1年生から4年生までは英語になれ親しませる学習を、また、5・6年生では小学校学習指導要領に示されている外国語活動を、引き続き実施し充実させてまいります。

中学校においては、学習指導要領に示されている外国語の目標を踏まえ、聞くことや話すこと、読むこと、書くことなどのコミュニケーション能力の基礎を養うため、引き続き、外国語指導助手を活用した授業を実施してまいります。

～安全・安心な学校環境の整備に努めます～

近年、不審者による事件・事故等が発生し、本来、児童・生徒が安心して学ぶこと



ができる安全な場所であるべき学校等が、必ずしもそうとは言えない状況となっています。

このため、各学校では、不審者対策等として、学校内外における緊急時の危機管理マニュアルの作成、集団・複数による登下校、防犯ブザーの携帯、子ども110番についての周知徹底、安全マップの作成、学校内で不審者の侵入を想定した避難訓練の実施など、事件の未然防止に努めてまいります。

既に完了している学校施設の耐震化及び改修整備については、今後も、施設の適切な点検及び維持管理に努めるとともに、大雨土砂災害や地震・津波などによる災害から身を守るため、定期的に避難訓練を実施し、また、町主催の避難訓練に積極的に参加するなど、防災教育を充実させます。

さらに、昨年度から導入した緊急時一斉メール配信システムの運用を進め、気象に関する警報発令時など、自然災害発生時等の児童・生徒の安全確保にも努めてまいります。

#### ～食育を推進します～

朝食をとらない子供や偏った過剰な栄養摂取による生活習慣病の増加など、次世代を担う子供の新たな食に関する健康問題が課題となっています。

「食」は生きる上での基本であり、知・徳・体の基礎となるべきものです。そのため、さまざまな経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することのできる人間を育てる食育の推進が求められています。

特に、子供たちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と体を培い豊かな人間性を育てていく基礎となるものです。

このため、栄養に関する専門性を持つ栄養教諭を中心として、学校における食に関する指導の充実を図るとともに、学校給食を通じた地場産食材の活用を初め、学校、家庭、地域が一体となって食育が進められるよう努めます。

#### ～体力・運動能力の向上を図ります～

体力は、人間の活動の源であり、健康の維持のほか意欲や気力といった精神面の充実にも大きくかかわっており、「生きる力」の重要な要素です。

坂町の児童・生徒の体力・運動能力の状況については、体力・運動能力調査の結果によると、全体的に改善の傾向にあるものの、広島県や全国の平均を下回っている種目も残っています。

そのため、各学校では、調査結果を踏まえ、体力づくり改善計画を作成し、小学校体育や中学校保健体育の授業を初め、学校教育活動全体の取り組みの工夫改善を進め、児童・生徒の体力づくりを計画的に推進してまいります。

～開かれた学校づくりを推進します～

学校教育を行うには、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進めることが重要です。

そのため、各学校は、学校だより、授業参観、学校ホームページ等により、積極的に学校の情報を発信するとともに、地域人材を活用した授業の実施や、地域の行事への積極的な参加など、児童・生徒と地域住民等の交流機会の充実を図り、保護者や地域住民等から理解と協力を得るよう努めてまいります。

このほか、広島教育の日に合わせて実施する「学校へ行こう」週間も充実させ、「開かれた学校づくり」を推進してまいります。

～学校経営基盤の強化に努めます～

望ましい学校経営を推進するため、学校評価制度・人事評価システムや学校評議員制度等の充実、校務既定の整備等を図り、校長を中心として、教職員が組織で対応できる学校運営体制の確立に努めます。

特に、指導主事の配置により、教育内容や指導方法についてなど、課題に対応した研修の実施、学校の教育計画及び実践に係る指導助言、学習効果の評価等の強化を図り、専門性や技能を発揮し、自分の授業に誇りを持った教職員の育成に努め、学校教育の充実を図ります。

〈生涯学習〉

～学習機会の提供に努めます～

町民一人ひとりが心豊かに潤いのある日々を送るため、生涯の各時期に応じた多様な学習機会の場と情報の提供に努めます。

特に、子供たちの学力や社会性の醸成、希薄化しつつある家庭や地域社会の教育力の充実が求められている現在、家庭・学校・地域・行政がそれぞれの役割を発揮しながら連携を深め、地域で子供を育てる環境づくりを推進し、親子のふれあいを大切にしたい授業や家庭教育に関する情報の提供などによる家庭教育の支援を行いつつ、子供たちの健全育成のための体験機会の充足に努めます。

また、豊富な経験・技能と意欲を備えた高齢者を初めとする幅広い世代の方々が、

その経験を地域社会で発揮し、主体的な学習や社会活動が行えるよう、学習要求と学習課題を把握し、生きがいの持てる活動を推進し、異世代交流事業の支援に努めます。

～生涯学習環境の整備を推進します～

人生80年時代という高齢化社会を迎えた今日、人生を実りある充実したものとするため、常に自分自身を育てていくことが大切です。

また、科学技術の進歩や情報化、国際化の進展など、急速な変化が進む現代社会において、絶えず新しい知識や技術を身につけることも必要です。

このような状況のもとで、多様な学習ニーズに応えるため、町民センターや図書館等を活動拠点とした生涯学習環境の整備とネットワークの強化を図り、一人ひとりがお互いを尊重し、ともに助け合い、生涯にわたり生きがいを持って暮らし、学習活動ができる「文化の香り高い坂町」の実現に努めます。

今年度、9月開館予定の（仮称）町民交流センターは、本来の体育施設としての機能に加え、坂地区における拠点避難所という機能整備に重点を置き、あわせて文化行事にも対応できる施設として整備しています。

この施設が町民に親しまれ、町民の新しい交流拠点として活用され、生涯学習環境の充実につながるよう利用促進に努めます。

～図書館の読書活動を推進します～

図書館は、生活の向上、職業上の能力の向上、自己の充実等のために果たす役割が大きいものがあり、引き続き、町民の学習や情報拠点施設として、図書の充実と読書の普及に努めてまいります。

子供の読書活動については、坂町子ども読書活動推進計画に基づき、読書に関する講座や絵本の読み聞かせの開催など、楽しみながら自主的に読書に親しむ環境づくりを目指してまいります。

また、関係機関と連携を図りながら、乳児期から思春期まで各時期に合った情報提供や、子供向け行事などのさらなる充実を努めます。

近年、各年齢を問わず活字離れがふえ、読書への興味が薄れてきている状況にあり、学習・調査研究を支援するレファレンスサービスの充実や、音声・拡大読書機の設置、特に平成26年1月から実施した図書館利用者の坂駅南口自転車等駐車場利用の無料化など、利用者に応じた図書館サービスに努め、町民の皆様が気軽に利用できる親しみやすい図書館づくりを目指します。

県立図書館の蔵書については、インターネット予約貸出サービスにより、坂町立図書館で貸し出し・返却が可能です。これらのサービスの啓発に努め、貸し出しの利用促進を図ります。

～生涯学習推進体制を充実します～

社会の変化や町民の学習ニーズに応じた学習機会の提供や、学習活動をより豊かで魅力あるものとするため、中心的役割を担う指導者やコーディネーターの確保と育成に努め、生涯学習を推進する体制の確立を図ります。

また、学習機会の提供のみでなく、講座参加者が継続して活動ができるよう自主グループの育成・支援を進め、グループ活動の活性化を図ります。

～生涯スポーツを推進します～

スポーツを通して健康で心豊かな日常生活を送り、生涯にわたって活動できるスポーツライフを実現するために、各年齢層に応じた各種事業を推進し、一人でも多くの人にスポーツに親しんでもらえるようスポーツのさらなる普及活動を展開します。

特に、子供の体力の低下傾向が指摘される中、家庭・学校・地域が連携して子供が積極的にスポーツに親しむ習慣や意欲を培う環境づくりに努めます。

また、健康の維持増進や、コミュニティー活動の促進を図るウォーキング活動の普及に努め、関係機関と連携して、坂町悠々健康ウォーキング大会等を開催します。

さらに、生涯スポーツ社会の実現を目指し、坂町スポーツ推進委員及び坂町体育協会等の協力のもと、各種大会・行事を開催するなど、町民相互の交流と体力の向上を図り、体育・スポーツの振興に努めます。

～道徳心の高揚と実践力の育成に努めます～

お互いを尊重し、ともに助け合い、心がふれあう社会の実現を図るため、道徳心の高揚に努めます。

特に、「子は親の後ろ姿を見て育つ」と言われているように、親や地域住民が範を示してき子供の教育に当たることが最も大切であることから、家庭・学校・地域が一体となって道徳心を高める意識啓発活動のより一層の充実を図ります。

また、青少年育成坂町民会議や学校等と連携を密にして、あいさつ運動や道徳作文、青少年の主張等への参加を促進するなど、あらゆる機会を通して、他人を思いやる心や善悪の判断などの基本的倫理観、社会的なマナーを身につけることや、相互に助け合える地域社会の形成に努め、道徳心の高揚と実践力の育成に努めます。

～放課後子どもプラン等を充実します～

核家族化や少子化の進む現状において、子供たちが放課後や週末等の自由な時間を安全・安心に活動できるよう地域の方々の手で学習活動を提供する「放課後子ども教室」や、町民センター等で実施する「子どもチャレンジ講座」のさらなる充実に努めます。

事業を推進していく上で重要となる地域のボランティアについては、地域全体で子供を守り育てる意識の啓発を図ることにより、支援者や指導者の確保に努めます。

一方、保護者が仕事等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳までの児童を対象とした「留守家庭児童会」は、放課後子ども教室と連携し、適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全育成と子育て支援の充実に努めます。

～芸術・文化活動の振興に努めます～

芸術・文化活動は、人々に感動や生きる喜びをもたらし、暮らしに潤いと活力を満たす大きな力となります。

そこで、芸術・文化を大切にする社会の実現を図っていくために、町民センターを初め、小屋浦ふれあいセンター、公民館、図書館等の環境を整えるとともに、引き続き、「坂町歌」「坂町音頭」の普及と活用振興を図り、地域に根差した芸術・文化活動がより一層、活発に推進されるように努めます。

また、芸術・文化団体やサークルの育成と支援を継続するとともに、文化協会及び関係機関・団体等と連携を密にして、伝統文化や芸術などの活動が活発に展開されるよう、情報の提供や発表・参加機会の場の拡充を図ります。

特に、郷土芸能については、後継者育成が大きな課題であり、町民への普及啓発や団体活動の支援とともに、地域・行政などと連携して、保存伝承活動の充実に努めます。

～町史の普及・活用に取り組みます～

歴史資料の普及啓発及び郷土愛を育むことを目的に観光された4編の町史を活用して、青少年から高齢者まで幅広い年齢層を対象に各種事業を展開し、継続的に坂町史の普及啓発活動に努めてまいります。

また、町史編さん事業に伴い収集した資料を町民に広く公開し、町民がより一層郷土に対する認識を深め、郷土に誇りを持つよう、歴史資料の保存と活用に努めます。

～国際交流の推進に努めます～

21世紀を担う青少年が広く世界に目を向け、海外の多様で異なる文化・生活・習慣などに直接触れることにより、国際的な感覚で物事を考える豊かな心を育み、国際化に対応できる人材の育成を目指し、本年度、中学生を対象とする第4回坂町海外研修青少年対象事業を実施します。

事業概要としては、過去3回実施した成果・課題を踏まえ、ホームステイ体験、現地学校訪問、県人会交流、語学研修等の内容を検討し、内容の充実に努めます。

また、幼少期から英語になれ親しむための英語講座や、幅広く町民が参加できる語学講座、国際理解講座、町内に居住する外国人と交流する講座などの開催により、他国の文化や習慣等について理解を深め、国際的な視野を持った人材の育成に努めます。

最後に、厳しさを増している町財政の中で、町当局の教育行政に対する温かい配慮に感謝し、その期待に応えるために、より一層の努力を傾注して、坂町教育の向上発展のために邁進いたします。

今後とも議会の皆様を初め、町民の皆様の温かい御理解と御支援をお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 以上で、平成26年度教育行政方針を終わります。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日は、これにて延会いたします。

（延会 午後2時43分）